

(案)

可児市環境基本計画

(第3次)



令和2年3月

可児市

令和2年3月

可児市長 富田 成輝

目 次

第1章 計画の基本方針	1
1 改定の趣旨	
2 第2次環境基本計画の成果と課題	
3 改定の主な着目点	
4 環境基本計画とは	
5 計画の構成	
第2章 目指すべき環境像と実現方法	10
1 目指すべき環境像	
2 実現方法とそれを実行する組織	
第3章 環境分野別的基本目標と主な施策	16
1 地域環境・地球環境	
2 都市環境・住居環境	
3 資源・エネルギーの持続的利用	
4 環境教育	
第4章 計画の進行管理	26
資料編	32
1 可児市の環境の現状	
2 アンケート結果概要	
3 策定委員、策定体制、経緯	
4 可児市環境基本条例	
5 用語解説（文中「※」が付いた用語を掲載順に記載しています）	

第1章 計画の基本方針

1 改定の趣旨

本市では、可児市環境基本条例第7条に基づき、平成12年（2000年）3月に「可児市環境基本計画」（以下「当初計画」という。）を策定しました。この計画に基づいて、本市の環境行政を進めてきました。しかし、時代と共に新たな課題も増えるため、計画を10年ごとに見直す必要があります。地球温暖化（※1）や生物多様性（※2）の重視などの新たな重要課題にも対応するために、策定11年後の平成23年（2011年）に当初計画を改定（以下「現計画」という。）しました。さらに、平成30年（2018年）国の第5次環境基本計画（※3）が策定され、地域資源などを補完し支え合う「地域循環共生圏」（※4）の創造や、地球規模の環境の危機を反映し、「持続可能な開発目標（SDGs）」（※5）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（※6）の考え方を取り入れており、その重要性が指摘されるようになりました。また、県においては環境基本計画（第5次）において、基本目標として「環境に配慮する持続可能な仕組みを創る」、「豊かで美しい環境を守り伝える人を育てる」を掲げ、「持続可能」、「人を育てる」がポイントとなっています。このような背景から、本市としても計画の見直しが必要となりました。

計画の見直しは、岐阜県や国の環境基本計画、さらには海外の環境政策の趣旨に沿い、なおかつ可児市独自の問題を解決する具体的なものでなければなりません。平成23年（2011年）の改定で強調された「可児市らしさ」の重視は、この計画でも引き継ぐことになります。

現計画において、市民の役割、事業者の役割、行政の役割を示し、環境問題に取り組んできました。今回の改訂版も、10年間の可児市の環境行政の成果を市民、事業者などで構成された策定委員会が評価し、市民の意見が大きく反映されたものとなっています。市民、事業者、行政それぞれの役割を果たしながら、適宜市民がこの計画に沿って行政が仕事をしているか点検し、計画の改善を提案し、その経験を次の10年後の計画策定につなげることが必要です。

2 第2次環境基本計画の成果と課題

現計画では、対象とする分野を5つに分け、128項目の施策の展開、9項目の重点環境プロジェクトを掲げ取り組んできました。成果を上げたものもある一方で、多岐に渡る施策の展開を掲げた結果、進捗管理が充分ではなく、効果的な改善を加えて取り組むことができませんでした。結果として、施策の取り組みが啓発や支援にとどまり、具体的な事業に繋げることができなかつたものや制度を整えたが利用実績がほとんどないものなど、現計画が当初目指した姿とは離れた結果となったものも多くあります。

上記のような結果にしないためにも、これから約10年間ではそれを達成するためには何が出来て、どのような結果を求めて取り組んでいくか目的を明確にすることが重要です。また、各施策を効果的に進めるために、進捗状況を定期的に確認し、評価・改善を加えていかなければなりません。

これまでの主な課題を次の4つとし、これらの課題を解決するために今後10年間で取り組むべき内容をまとめました。

1. 環境パートナーシップ・可児

【成果と課題】

現計画で環境活動を支える推進母体として「環境パートナーシップ・可児」を設立し、参加する市民・団体・事業者が協力し様々な活動を進めてきました。それにより保全活動（ヒメコウホネ保全）や各種イベント（カワゲラウォッキング（※7）・里山の日など）の開催による啓発などの成果を上げてきました。

一方で、まだ組織として十分に機能していない部分も多く、10年間の活動で課題も見えてきました。課題としては、自立した組織として成熟できなかつたこと、認知度が低く誰もが相談できる場として活用できなかつたこと、環境課以外の市の部局との関係が築けなかつたことが挙げられます。さらに今後の活動の幅を広げていくためには、独自の運営資金を持たないことも大きな課題です。

2. 温室効果ガス（※8）の削減

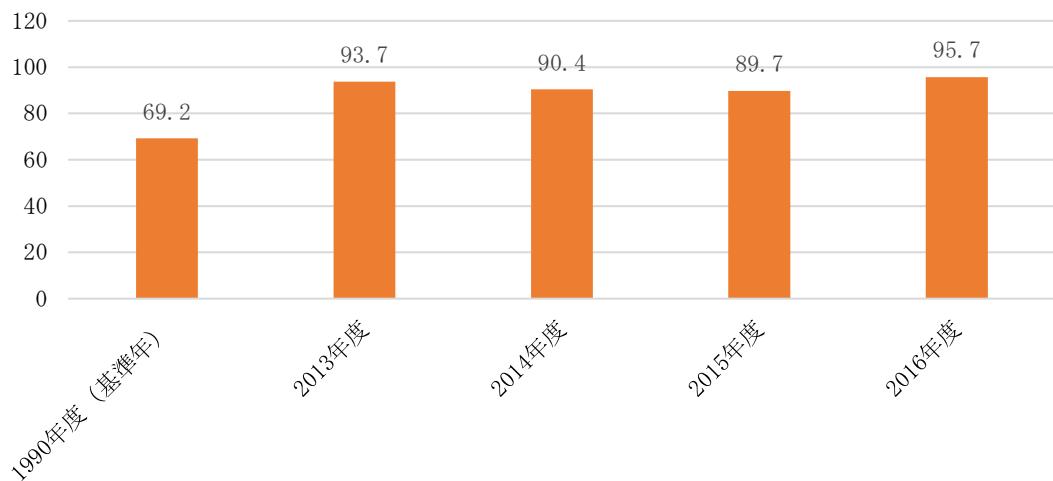
【成果と課題】

温室効果ガスの削減は、現計画の重点環境プロジェクトに達成目標として令和元年（2019年）までに平成2年度（1990年度）を基準として基準年度比+11%（77.1万t-co2）に抑制することを掲げてきました。

その目標を達成するための取り組みの一環として、市では平成 12 年（2000 年）から取得した I S O14001（環境マネジメントシステム）を、市の事務・事業活動において活用してきました。その後、平成 23 年（2011 年）に、これまでの取り組みにより職員の環境に対する意識が向上したことや、認証にかかる費用や負担が大きいことから、I S O認証取得の継続を終了しました。終了後は、認証期間中に得た知識などを生かして、「可児市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し削減に取り組んできました。

しかしながら、平成 28 年度（2016 年度）の可児市全体の温室効果ガス排出量は推計で 95.7 万 t -co₂ となっており、目標の 77.1 万 t -co₂ を大きく超えています（図 1-1）。この結果は、環境面から評価すれば現計画期間において削減効果の大きい事業者への働きかけが不足していたと言わざるを得ず、今後の課題と言えます。

図1-1：可児市全体の温室効果ガス排出量の推計（万 t -co₂）



資料：可児市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

3. 再生可能エネルギー（※9）の活用推進と地域開発について

【成果と課題】

現計画では再生可能エネルギーの活用による温室効果ガスの削減を目的に、再生可能エネルギーを利用した機器、設備などの導入を推進し、現在 27 の公共施設に太陽光発電設備を設置し、活用促進を図ってきました。

しかし一方で、市内では事業者による太陽光発電設備の設置のため山林や遊休農地（※10）が開発され、結果としてこれまで守られてきた貴重な自然環境が減少、変化してきたことは事実であり、新たな対応策が必要です。

4. 市民の環境保全に対する意識の変化

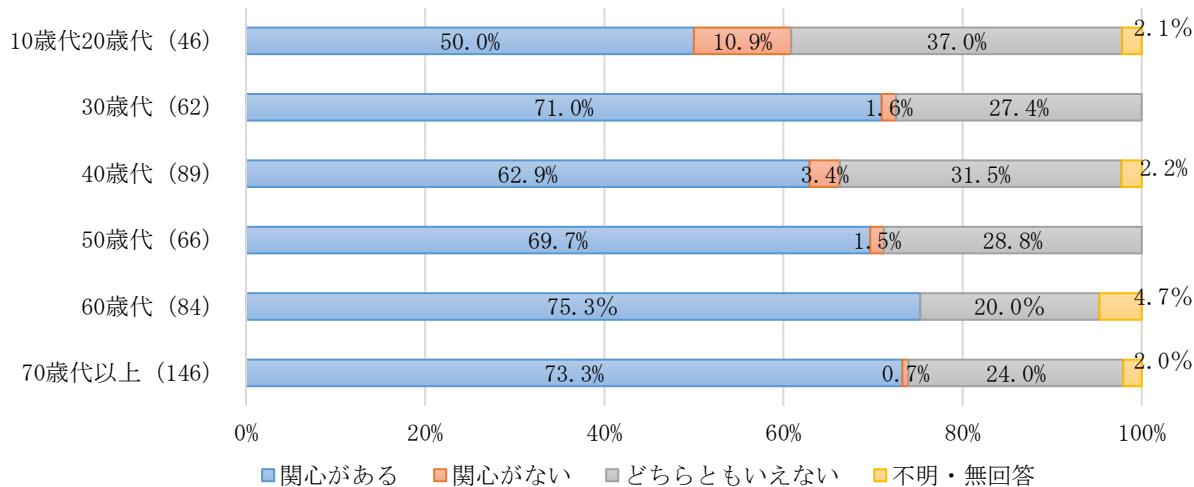
【成果と課題】

市では環境フェスタ（※11）を始めとした様々な環境イベントや環境学習による啓発活動を実施し、市民がそれらに参加することで、環境に対する意識の向上に取り組んできました。その結果、ごみの総排出量は平成26年度（2014年度）以降減少傾向であり、一定の成果を出すことができました。

一方で市民アンケートの結果では、環境に関する取り組みに関する意識が10年前と比べて低下してきていることが分かりました。10年前のアンケートと比較すると、「環境に関する取り組み」の設問に対して前回（2009年）と同じ内容の質問20項目中17項目で「実行している」「意識はしている」の割合が減少しています。各項目において「関心がない」割合が大きく増加していることも分かりました。今回の市民アンケートで新たに追加した設問「あなたは環境問題に関心がありますか」に対して10代20代の「関心がない」割合が他の年代に比べて高いという結果も分かりました（図1-2）。

今後、様々な環境問題に取り組んでいくためには、市民の協力が必要不可欠であり、どのように市民の関心を高めていくのかが、今後の課題です。

図1-2：環境問題への関心 年代別割合 ※市民アンケート一部抜粋



3 改定の主な着目点

改定趣旨に沿い、現計画を改定する際の特に重要な考え方は次の通りです。

① 可児市の実情に合わせ、国内外の動きに反映した計画にします。

国の第5次環境基本計画に取り上げられた「地域循環共生圏」の考え方を活かし、市域だけでなく木曽川・可児川の上下流域や愛岐丘陵(※12) 地域など近隣の地域を視野に入れた計画とします。

② 市民、事業者、行政の各役割を明確にしたパートナーシップ型の仕組みで環境の保全を進めます。

市民、事業者、行政が一体となって活動するパートナーシップ型の組織により、環境の管理と改善を進めます。また、専門家などの可児市外部からの意見、助言を積極的に受け入れます。

③ 今後10年間の重点施策を設定します。

市民の意見を反映した、今後10年間に取り組むべき重点施策を設定します。行政は、市民の提案を可能な限り取り入れます。

④ 環境を知り、守るための啓発活動を進めます。

全市民を対象として、恒常的に、啓発活動を進めます。特に、次世代を担う子どもたちの環境教育に力を入れます。

⑤ 市民が常に計画の進め方を点検し、行政が意見を取り入れる仕組みを作ります。

市民が計画の進捗状況を点検し、行政に改善提案ができる体制を確立します。

⑥ 「可児らしさ」を引き出し、際立たせるための計画にします。

環境やそれにより培われた地域文化を大切にし、次世代に引き継ぐ計画にします。古くからの地域住民だけではなく、国内外からの新しい住民も主体的に参加できる計画とします。「可児らしさ」を引き出し「可児の魅力」を際立たせていきます。

4 環境基本計画とは

(1) 計画の位置づけ

国や県の環境基本計画の趣旨に沿い、可児市が取り組む環境政策の大枠を決めたものです。

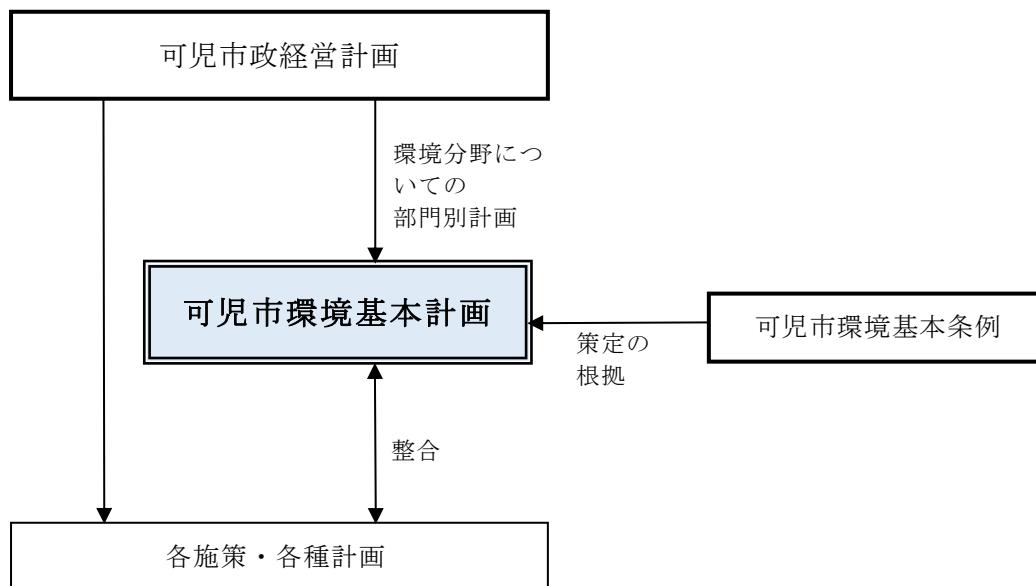


図 1-3 各種の計画や法令などとの関係相関図

各枠は、それぞれの計画や法令を指します。矢印はより包括的な計画や法令の趣旨を尊重する関係を示します。

(2) 計画の立案、実行、点検

本計画の原案は、市長の委嘱を受けた市民主体の策定委員会が立案、提言したものです。可児市は、この計画に基づき、市民とパートナーシップを形成し環境行政を進めます。市民は、可児市の様々な事業が計画の趣旨に沿って実行されているか常に点検します。

市民の役割

- 環境に負担のかからない生活を心がけます。
- 自然環境の保全や、より良い生活環境への改善活動に積極的に参加します。
- 計画の進捗状況を点検し、改善の提案をします。

事業者の役割

- 事業活動に伴う公害防止や環境の保全に取り組みます。
- 事業活動と環境の調和に努めます。
- 環境への負荷の少ない社会の実現に向けた取り組みを行います。

行政の役割

- 環境保全に関わる市民、事業者の自主的な取り組みを支援します。
- 良好な環境を保全し、快適な環境を創出するための総合的な施策を講じるために、関係機関の意見を調整します。
- 近隣自治体や県、国と連携し、広域的な環境保全に取り組みます。
- 環境保全のために、法律や条例などに基づき、事業者に積極的に助言や指導を行います。
- 環境に関する先進的な知識を常に取り入れ、合理的な説明のできる行政を目指します。

(3) 対象とする環境分野

本計画は、本市の環境全般の保全及び創出に関わる総合的な計画で、その対象とする分野はおおむね以下のとおりとします（表 1-1）。

表 1-1 対象とする環境分野

分 野	具体的な項目例
地域環境・地球環境	○貴重な自然環境の保存 ○多様な生物種の維持 ○害虫、外来種（※13）対策 ○里山生態系の保全と里山景観の維持 ○低農薬農業などの自然環境に配慮した土地利用 ○地球温暖化対策 など
都市環境・住居環境	○大気汚染や水質汚濁、騒音対策 ○公園整備、緑化 ○伝統的な地域行事、文化財の維持 ○街並みなどの景観保全 など
資源・エネルギーの持続的利用	○6 R（※28）の推進 (リユース、リデュース、リユース、リサイクル、リペア、リスペクト) ○ごみの適正処理(削減、再使用、再生など) ○再生可能エネルギー ○省エネルギー対策 など
環境教育	○環境を守るための次世代の人材育成 ○自然との日常的なふれあい ○食の安全教育・食育 など

(4) 計画の期間

本計画は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 10 年間を計画対象期間とします。なお、環境を取りまく社会情勢の変化や技術の革新に伴い、必要に応じて、環境保全により効果的な方向に見直しを行っていきます。

(5) 対象地域

本計画は、本市の行政区域全体（87.57km²）を対象地域とします。

なお、本市だけでは解決できない広域的に連携を図っていくべき問題については、近隣自治体との協力体制や関係機関などとの役割分担を明確にしていきます。

5 計画の構成

本計画は、以下のとおり4つの章から構成されています。

第1章 計画の基本方針

改定における背景と趣旨、改定の主な着目点と、計画の基本的事項について示します。

第2章 目指すべき環境像と実現方法

本市の目指すべき環境像と、実現のための展開方針について基本的な考え方を示します。

【目指すべき環境像】

将来世代につなぐ
環境文化都市・可児

【実現のための4つの柱】

- ①人を育て、地域を育てる「仕組み」を強化します
- ②可児の魅力を引き出す取り組みをします
- ③環境意識を次世代につなげる「環境教育」を推進します
- ④多様な意見を受け入れ、施策に反映する仕組みを作ります

第3章 環境分野別的基本目標と主な施策

本市の地域特性を生かし価値を高めていくため、分野毎に基本目標と基本指針、及び目標達成の評価基準を設定し、具体的な施策の進め方について示します。

第4章 基本計画の進行の管理

本計画の趣旨通りに施策が実行されているかどうかの点検と計画の見直しについて示します。

第2章 目指すべき環境像と実現方法

1 目指すべき環境像

当初計画の「目指すべき環境像」は、およそ30年後を展望して設定されました。

計画策定から20年が経過しましたが、この「目指すべき環境像」は、未だ実現に向けた途中段階です。

世界では人口増加と経済活動に伴う大規模開発などが進み、海洋汚染や地球温暖化に伴う気候変動など環境問題はますます深刻化しています。今後も私たちが安心して健康に暮らしていくためには、より一層、利便性や快適性を追い求めるだけでなく、伝統的な生活に不可欠な自然や、美しさや莊厳さを感じることができる生物や景観を守りながら、日常生活や事業活動を行い、将来を担う子どもたちへ継承していくことが大切です。

今回の改定においても、目指すべき環境像は、平成12年（2000年）に策定された当初計画の理念を引継ぎ、「将来世代につなぐ環境文化都市・可児」とします。

当初計画では、環境像を次の様に定義しています。

「市民一人ひとりが環境を正しく知り、考え、行動を積み重ねていく中で、環境と共生したライフスタイルが日常生活の中に溶け込み、やがてそれが当たり前となる。そのようなさりげなく環境に気づかう“市民文化”をみんなで創っていくことを本計画でも目指します。そして、それによって自ずと立ちあらわれてくる市民生活の姿や都市環境の姿そのものを将来環境像として位置付けます。（可児市環境基本計画、2000）」

【目指すべき環境像】

将来世代につなぐ環境文化都市・可児

－共に考え、行動する、環境に気づかう市民文化が
息づく都市の創造－

2 実現方法とそれを実行する組織

目指すべき環境像の理念を実現するためには、まず、現在の可児市の環境の現状や、市民の意識を正しく理解することが必要です。可児市の地域環境・地球環境や都市環境・住居環境は、誰もが満足する段階には至っておらず、また市民の環境への関心も低下する傾向にあります。そこで、市民や行政の環境に対する意識を変革させる新たな取り組みと、それを実行する組織の強化や新設が必要となります。市の環境の改善は、行政だけではなく、市民、事業者も参加するパートナーシップ型の組織で取り組みます。そのような活動に参加することにより、本市を取り巻く環境に愛着や誇りを持つ市民意識が培われ、それを次世代に引き継ぐことも期待できます。

このようなことから、目指すべき環境像を実現するための方法を以下のように設定しました。

目指すべき環境像を実現するための4つの柱

- (1) 人を育て、地域を育てる「仕組み」を強化します
- (2) 可児の魅力を引き出す取り組みをします
- (3) 環境意識を次世代につなげる「環境教育」を推進します
- (4) 多様な意見を受け入れ、施策に反映する仕組みを作ります

(1) 人を育て、地域を育てる仕組みの強化

① 主要な取り組み方針

当初計画と現計画では、環境保全活動に取り組む市民団体の育成や各市民団体間の交流促進、及び組織化に取り組んできました。

本計画では、これまでに取り組んできた“人を育て、地域を育てる「仕組み」”をさらに発展させ、「目指すべき環境像を実現するための4つの柱」を実践することにより、市民と事業者、行政の連携をさらに進め、環境行政を進めていきます（図2-1）。

また、現計画で設立した「環境パートナーシップ・可児」の活動をより活発にし、開かれた組織とし、環境部局だけではなく市の組織全体との連携の強化を図っていきます。

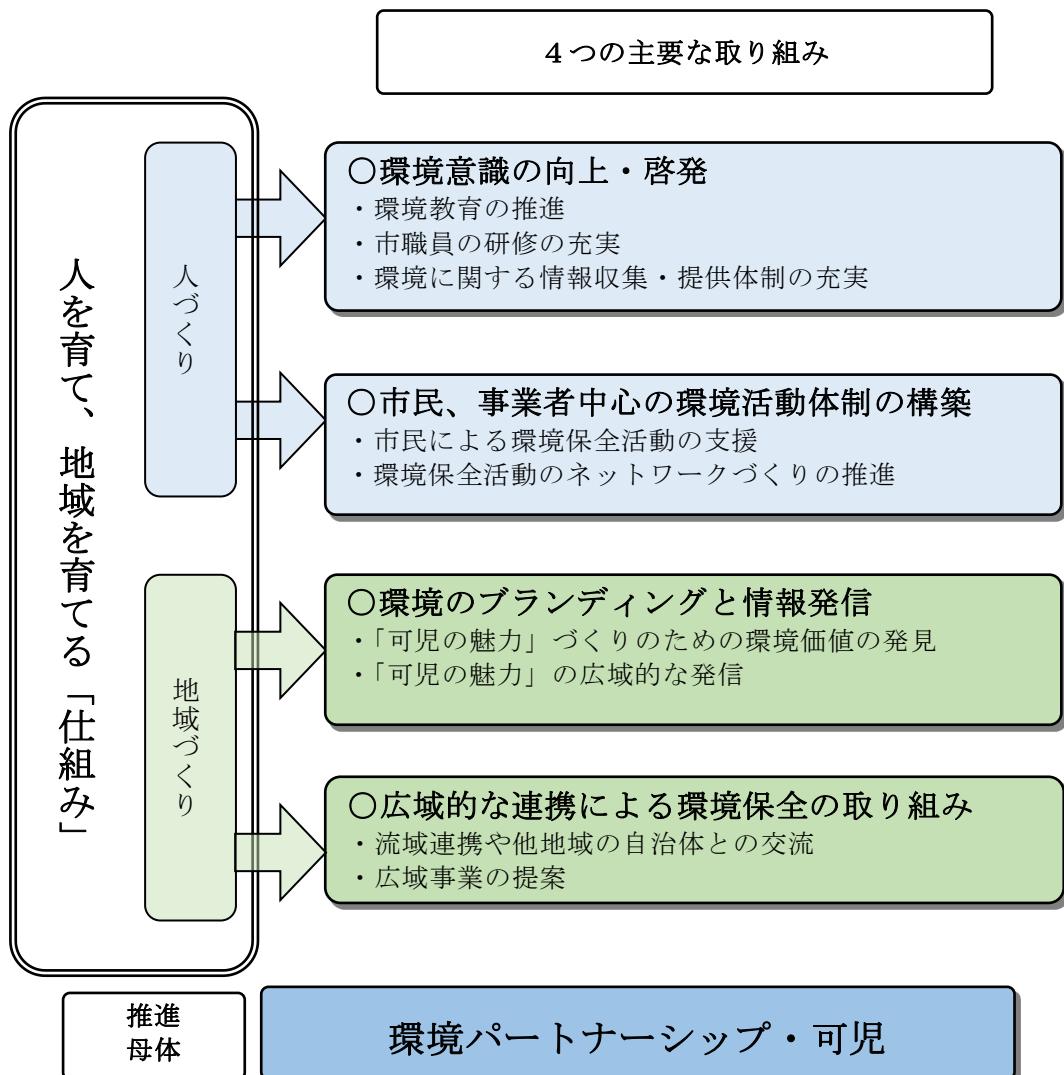


図2-1 可児の環境づくりを支える仕組み

② 「環境パートナーシップ・可児」の役割

「環境パートナーシップ・可児」は、市民や環境保全活動団体、事業者、行政及び研究者から構成されたパートナーシップ型の組織です（図 2-2）。現計画に基づき設立されたこの組織は、各活動主体の連携・協力を促すとともに、設立以降、次のような活動を行ってきました。

1. 子どもたちを対象とした可児川・カワゲラウォッチング
2. 絶滅危惧種（※14）・ヒメコウホネの保存と再生
3. 可児市気温一斉観測 100×100（※15）
4. 可児市里山の日（※16）の制定
5. 環境フェスタの開催

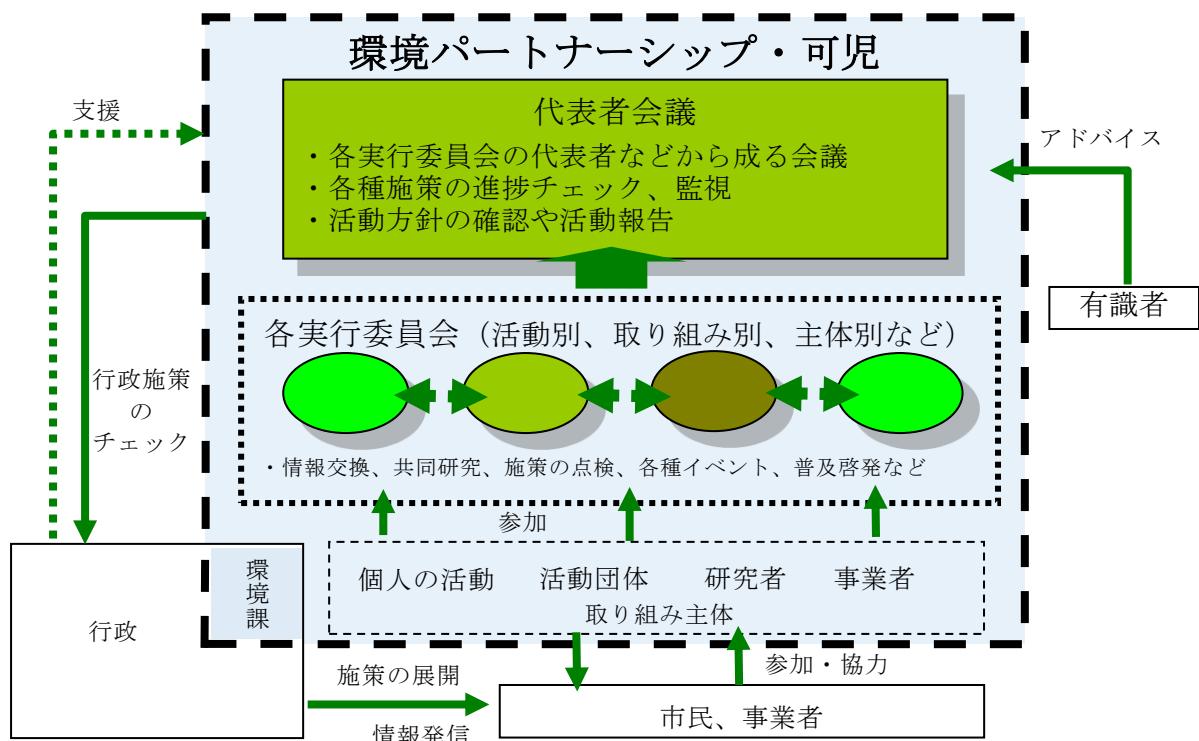


ヒメコウホネ

一方、行政との連携不足や市民の認知度が低いままであること、活動のための独自の資金を持たないこと、活動を継承する次世代が育っていないことなど課題も多く残されています。

今後 10 年では、次のことを目標として組織の発展を目指していきます。

1. 真のパートナーシップの確立（※17）
2. 活動の広報の充実
3. 自主財源の獲得
4. 市民に開かれた組織
5. 行政への提言活動の活発化



(2) 可児の魅力を引き出す取り組み

現計画では、里山環境などの「可児らしさ」の中から見出された良い面を「環境価値」と定義し、本計画の施策を実行することでさらに磨きをかけることを「環境のブランディング」(※18)と名付けました。今後も、昔からの市民だけではなく、国内外から移住してきた新しい市民の双方の意見を調整し「環境まちづくり」に取り組んでいきます。

○環境のブランディングと情報発信

- 「可児の魅力」づくりのための環境価値の把握と整理、磨き上げを行います
 - ・市民、事業者、行政が協力し、環境価値の調査・整理
 - ・「可児の魅力」づくりのための環境活動の推進
- 「可児の魅力」のPRと広域的な発信を行います
 - ・環境イベントの開催
 - ・各種メディアによる情報発信
- 環境に関する情報収集・提供の体制を充実させます
 - ・環境に関わる情報の収集、蓄積
 - ・各種メディアによる情報発信
 - ・各種イベントなどを利用した意見交換の場の確保

※環境価値:人間生活に役立つもの、例えば衣食住に利用できる資源を自然が供給してくれる働きを「利用価値」と呼びます。反対に、人の生活に直接役には立たないが、美しさ、可愛さ、莊厳さなどを感じさせるものを自然の「内在的価値」と呼びます。本計画ではこの2つを「環境価値」とします。もちろん、人の価値観だけで自然を評価するのではなく、あらゆる生物の命に敬意を払い、必要最小限の持続的な利用を心がけることも留意します。

※環境のブランディング:見出された「環境価値」を守り、あるいは磨きをかけて「可児の魅力」につなげていくことを「環境のブランディング」と呼びます。

【留意点】・今ある自然の価値を、私たちの世代で使い果たさないこと。

- ・可児市民だけでなく、市外の誰もが納得できる価値の保全と創出であること。
- ・多様な意見、少数意見を尊重し個別の事例ごとに誰もが納得できる妥協点を探すこと。

(3) 環境意識を次世代につなげる「環境教育」の推進

可児の環境を次世代に残していくためには、誰もが環境に関する正しい知識を持ち、日常生活を環境に負担を与えないものに変えていくことが必要です。

可児川や里山などについて学べる可児市の環境を生かした、学童や市民に対する環境教育の場を作っていきます。また、市民を対象として資源やエネルギーの適切な利用についての講習を開催します。さらに、行政職員の研修を強化し、環境分野の専門家を育成していきます。

○環境意識の向上・啓発

- 環境教育・環境学習を推進します
 - ・環境イベントの開催
 - ・環境教育、環境学習の充実
 - ・環境保全活動のための人材育成
 - ・環境に関する正しい知識の提供
- 環境保全活動を推進します
 - ・環境保全活動への支援
 - ・環境保全活動のための人材育成

(4) 多様な意見を受け入れ、施策に反映する仕組みづくり

環境に対する市民の要望は多様で、互いに調整しなければならない案件も多くあります。「環境パートナーシップ・可児」などの市民の声を受け取り、担当部署との連携を強化して対応します。

○広域的な連携による環境保全の取り組み

- 流域連携や他地域の自治体との交流を推進します
 - ・可児川及び木曽川流域市町村との連携による流域環境の保全
 - ・岐阜県や他地域の自治体との交流、連携
- 広域事業の充実を図ります
 - ・大気、水質など環境に関する広域的な観測体制の強化
 - ・ごみ処理やリサイクル事業における広域事業の充実

○市民、事業者、行政が協力できる環境活動体制の構築

- 環境保全活動のネットワークづくりを推進します
 - ・環境に関する活動をしている個人、団体の交流の場づくり
- 環境監視・観測体制の強化を図ります
 - ・市民参加による観測、監視体制の構築

第3章 環境分野別の基本目標と主な施策

第1章に挙げた環境分野毎に基本目標と基本指針を設定し、今後の施策に生かしていくします。また、第2次環境基本計画の成果から4つの課題が明らかになりました。それらの課題を踏まえて、次の4つを今後10年間に重点的に取り組むこととします。

1. 地球温暖化対策
2. 廃棄物の発生抑制と適正処理、リサイクルの推進
3. 食品ロスの削減
4. 環境学習

1 地域環境・地球環境

～取り巻く環境と課題～

市内には可児川が、北部には木曽川が流れ、鳩吹山など気軽に親しむことができる豊かな自然があります。また、「東海丘陵要素」(※19)と呼ばれる絶滅の危惧に瀕している東海地方特有の植物をそれらの生活環境と共に保存します。

当市の自然の特徴として、昔から人の手が加えられ、維持されてきた二次的な自然(※20)であることが挙げられます。手付かずの原生の自然と同様に、二次的な里地里山(※21)という環境も貴重さに変わりはありません。

一方で、農地や里山の担い手不足により、休耕田(※22)や、手入れが不足している森林が増え、昔から守られてきた里山環境の変質が見られます。また、それらの土地を開発することにより、そこに生息する動植物の生息域が消滅したり、変化するなど影響が出始めています。

地球温暖化問題に対しては、可児市だけで対応できる課題ではありませんが、世界的なCO2削減目標に協力し、応分の削減を果たすことが必要です。

～基本目標～

可児の身近な自然や文化を次世代まで残します。

地球温暖化問題に対しては、可児市の規模に応じた責任を果たします。

～基本指針～

- ・貴重な自然環境を保存します。
- ・多様な生物種の生息環境を維持し、外来種対策をとります。

- ・里山生態系を保全し、里山の景観を維持します。
- ・自然環境に配慮した土地利用を推進します。
- ・地球温暖化対策実行計画を推進します。

平成 22 年（2010 年）に策定した可児市地球温暖化対策実行計画に従い、短期、中期、長期の削減目標を達成します。特に、負荷の大きい事業系の排出源の対策に力を入れ、事業者との協議を継続します。

～第 2 次環境基本計画から継続する主な施策～

- ・市民、事業者、行政が協力し環境価値の調査・整理
貴重な自然環境の保存、自然環境に配慮した土地利用 など
- ・「可児の魅力」づくりのための環境活動の推進、環境保全活動への支援
環境保全団体の育成、支援 など
- ・環境イベントの開催、意見交換の場の確保、個人・団体の交流の場づくり
環境フェスタ・里山の日イベント・カワグラウォッチング など
- ・各種メディアによる情報発信、環境に関する正しい知識の提供
「可児市の環境」での各種情報の公表、ホームページの充実 など
- ・環境に関わる情報の収集、蓄積
野生動植物の生息、生育に関わる情報の収集、更新、管理 など
- ・可児川及び木曽川流域市町村との連携による流域環境の保全
松野湖クリーン作戦 など

～この 10 年間の目標達成の評価基準とする施策～

- ・市内に生息する希少な動植物の調査、情報の整理、公表
- ・「特定外来生物法」（※23）で指定されている生物の駆除・防除
- ・環境楽習塾の開催

重点施策～評価基準施策からさらに展開する取り組み～

地球温暖化対策

地球温暖化防止については今後 10 年が重要と言われています。しかし、最大限の取り組みを行ったとしても温暖化は避けられないと予測されています。そのため、地球温暖化に伴う気候変動に適応していく必要があります。具体的には、熱中症対策や頻発する豪雨災害に対応するためのハザードマップの整備、森林の整備も温暖化に対する適応と考えられます。こういった取り組みを環境面から洗い出しサポートしていきます。

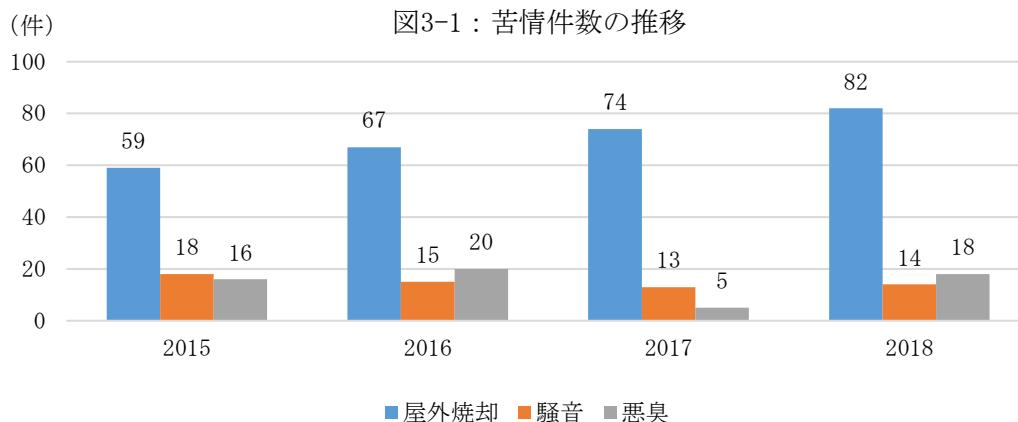
主な取り組み内容

- ・地球温暖化対策実行計画の遵守、事業系のCO₂排出負荷の削減
- ・市民の地球温暖化防止活動を推進するための、情報提供や啓発

2 都市環境・住居環境

～取り巻く環境と課題～

市民を取り巻く生活環境では、近年いわゆる「典型七公害」（大気汚染・土壤汚染・水質汚濁・地盤沈下・騒音・振動・悪臭）に含まれる問題は、少なくとも市が把握している限りでは発生しておらず、各種の指標の観測結果も、環境基準の範囲内に収まっています。一方で、市にはごみの屋外焼却など、小規模な汚染源による生活環境の悪化に対する苦情が増えています（図3-1）。



資料：可児市の環境

今後の課題としては、市民アンケートでも関心の高かった屋外焼却への対策や、公園の整備、高齢化社会に対応するための公共交通機関網の整備など、快適に生活できる環境の向上があります（図3-2）。また、公園の増設や緑化については、現在の自然を損なわないよう取り組む必要があります。

図3-2:環境保全の施策について
※市民アンケート一部抜粋
市が力を入れて取り組んだら良いと思うもの



～基本目標～

快適な生活環境を守り、公害や環境汚染のない安全なまちを目指します。

～基本指針～

- ・大気汚染の防止、悪臭防止、騒音や振動の防止、水質の保全に取り組みます。
- ・公園整備、緑化を促進します。
- ・良好な景観の保全・形成に取り組みます。
- ・環境に配慮した公共交通の整備を進めます。

～第2次環境基本計画から継続する主な施策～

- ・大気、水質など環境に関する広域的な観測体制の強化
県との連携による騒音測定、地下水やため池の水質調査
- ・エコカーなど低燃費・低公害車の普及、アイドリングストップなどの啓発
- ・公共交通機関の利用啓発、整備
名鉄広見線の利用促進、さつきバス（※24）、おでかけしよ Kar Kバス（※25）の運行
- ・工場、事業所における排水の規制、土壤汚染の防止などの指導
- ・市民、事業者、市の役割分担による公園の維持管理と支援
花いっぱい運動など、自治会による公園の維持、管理による緑地保全

～この10年間の目標達成の評価基準とする施策～

- ・気温一斉観測、公害防止協定の締結
- ・屋外焼却の抑止
- ・生活騒音の防止に向けた個別指導
- ・景観アドバイザーによる緑化相談窓口の充実
- ・コミュニティバスなど公共交通機関の利便性向上及び利用促進



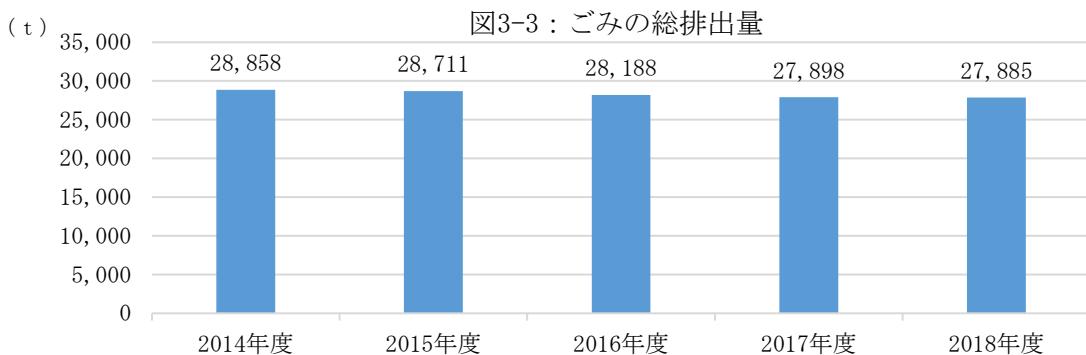
コミュニティバス（さつきバス）

3 資源・エネルギーの持続的利用

～取り巻く環境と課題～

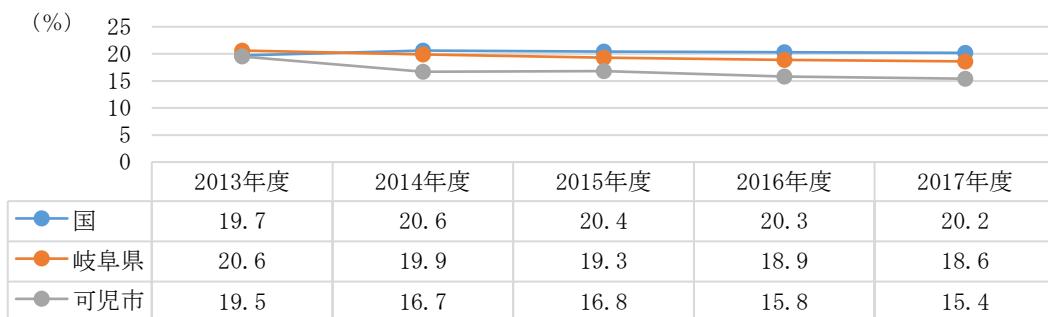
本市では平成 20 年（2008 年）からレジ袋の有料化に取り組み、市民、事業者、行政の三者で使用量の削減に取り組んできました。また、地球温暖化対策実行計画を策定し、公共施設での CO₂ 排出量抑制を目指し、資源やエネルギーの使用量の削減に取り組んできました。その他にも、リサイクル資源の集団回収や可児市エコドームでの分別回収に取り組み、ごみ排出量の減量に取り組んできました。

これまでの取り組みの結果として、ごみの排出量は平成 26 年度（2014 年度）以降減少傾向にあります（図 3-3）。しかし、リサイクル率（※26）は平成 27 年度（2015 年度）以降、減少を続けており国、県の平均値以下となっています（図 3-4）。



資料：一般廃棄物（ごみ）の資源化状況（可茂衛生施設利用組合作成）

図3-4：リサイクル率の推移



資料：岐阜県の一般廃棄物

地球温暖化防止のためには、一人ひとりがエネルギーの総使用量を減らすことが重要です。その上でエネルギーに占める再生可能エネルギーの割合を高める必要があります。

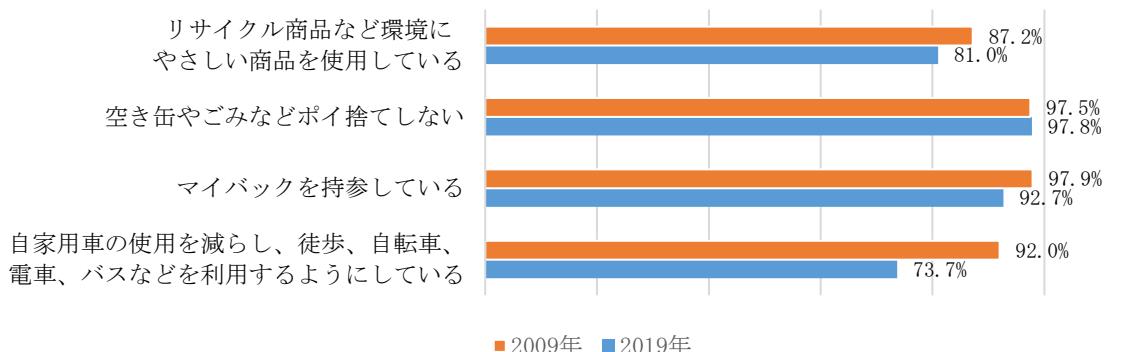
再生可能エネルギー利用の面では、再生可能エネルギーの固定価格買取（FIT）制度（※27）により太陽光発電設備が広く普及したことで、公共施設を含めて設備の設置が進んで

きました。一方で、その設置により山林や遊休農地が開発され貴重な自然環境が減少、変化してきたことでその対応策が必要となってきています。

また、市内では太陽光を除く再生可能エネルギーの利用の取り組みは具体的な成果が出でていないのが現状です。

市民アンケートの結果では、「ごみの減量とリサイクル」への関心が高い反面、環境に関する取り組みに関しては平成 21 年（2009 年）の結果と比べてほとんどの項目で「実行している」「意識している」の割合が減少しています（図 3-5）。今後も資源・エネルギーの持続的利用をしていくためには、リサイクルなど 6 R（※28）をはじめ身近な取り組みを改めて認識し市民一人ひとりが実行していく環境を整えていくことが必要です。

図3-5：環境問題に関する取り組み ※市民アンケート一部抜粋
「実行している」「意識はしている」の割合



～基本目標～

資源やエネルギーを無駄にしない、持続可能な利用を推進します。

～基本指針～

- ・ 6 R を推進します。

リフューズ（ごみの発生回避）・リデュース（ごみの発生抑制）

・ リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）・リペア（修理）・リスペクト（尊敬）

※可児市では動植物やもの（資源）にも敬意を払うことが大切という考え方から、リスペクト（尊敬）を含め 6 R としています。

- ・ ごみの適正処理を推進します。

- ・ 再生可能エネルギー、自然資源の利用に取り組みます。

～第 2 次環境基本計画から継続する主な施策～

- ・ 環境保全活動のための人材育成
- 環境美化推進指導員の活動支援
- ・ 岐阜県や他地域の自治体との交流、連携
- 次世代エネルギー産業創出コンソーシアムへの参加 など

- ・ごみ処理やリサイクル事業における広域事業の充実
処理困難物など廃棄物に関する勉強会の開催 など
- ・家庭用生ごみ処理機などの設置補助の実施
- ・資源回収を行う団体に奨励金を交付するなど、市民の自主的な活動の支援

～この10年間の目標達成の評価基準とする施策～

- ・資源回収を行う団体への奨励金交付など、市民の自主的な活動の支援
- ・タバコやごみのポイ捨てなどの防止対策
(環境美化推進指導員の活動支援)
- ・食品系、木質系廃棄物のバイオマス (※29) など再生可能エネルギー（新エネルギー）導入の調査



団体回収の様子

重点施策～評価基準施策からさらに展開する取り組み～

廃棄物の発生抑制と適正処理、リサイクルの推進

プラスチックごみによる海洋汚染が世界的に大きな問題になっています。この問題に取り組むため、自分から積極的に行うことができるリサイクルや美化活動などをますます推進していきます。リサイクルできずにごみとして出されるプラスチックなども、資源として活かすよう取り組みます。

主な取り組み内容

- ・マイバックの利用や食品トレイの削減など、市民の自発的なごみ減量への取り組み支援
- ・再生品や再利用が可能な製品の購入
- ・廃プラスチックなど廃棄物の安全で適正な処理
- ・資源のリサイクルや適正な分別の啓発強化。特に外国籍市民への多言語での分別啓発

食品ロスの削減

日本の食料自給率は40%を下回っており、輸入される際には多くのエネルギーを消費しています。「食品ロスの削減の推進に関する法律」(※30)が施行されるなど、国も市に対応を求めています。市では食品ロスを減らすことと同時に食育についても関係部署と連携を取って推進していきます。

主な取り組み内容

- ・フードバンク（※31）の仕組みの検討、3010運動（※32）の推進、無駄なく食材を使い切るエコクッキングなど、食品ロスをなるべく出さない方法の情報提供、啓発

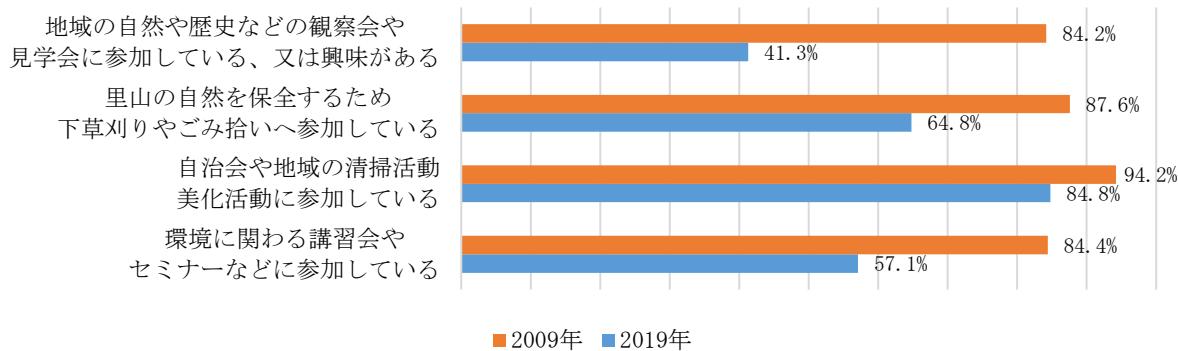
4 環境教育

～取り巻く環境と課題～

本市では、これまでカワグラウォッチングや出前講座、環境フェスタの実施などにより、市民が環境について学ぶことや、自然と日常的にふれあう機会の創出に取り組んできました。

しかしながら、市民アンケートの結果では環境に関する取り組みに関して、平成21年（2009年）の結果と比べてほとんどの項目で「実行している」「意識している」の割合が減少していることから十分な効果が得られたとは言えない状況です（図3-6）。

図3-6：環境問題に関する取り組み ※市民アンケート一部抜粋
「実行している」「意識している」の割合



今後、本市の豊かな自然環境を守り、将来に引き継いでいくためには環境への負荷が少なく、持続可能な社会を創っていくことが必要です。一人ひとりが食品ロスなどの身近な問題からマイクロプラスチック（※33）による海洋汚染などの世界的な問題まで、様々な機会を通じて環境問題について正しく理解し、自主的、積極的に取り組んでいくことが必要です。

特に、本市においては次世代を担う子どもたちへの環境教育が重要と考え重点的に取り組んでいきます。

～基本目標～

可児の環境を次世代につなげるための人材育成に取り組みます。

～基本指針～

- ・環境学習に積極的に取り組みます。
- ・自然と日常的にふれあう機会や場を創出します。
- ・食の安全、食育の展開に取り組みます。

～第2次環境基本計画から継続する主な施策～

- ・環境イベントの開催、環境教育 環境学習の充実
環境フェスタ・里山の日イベント・カワゲラウォッチング など
- ・地場産品のブランド化（可児そだち）の推進
- ・食の安全を確保するための指導



カワゲラウォッチングの様子

～この10年間の目標達成の評価基準とする施策～

- ・学校行事や教科・総合的な学習の時間の中での、自然や環境、野生動植物の大切さについての学習の推進
- ・行政職員も含め環境問題について学ぶ機会を充実させ、環境活動を推進する人材の育成
- ・カワゲラウォッチングなど、環境学習につながる事業
- ・学校給食での地場農産物の使用の推進

重点施策～評価基準施策からさらに展開する取り組み～

環境学習

ふるさとの川や里山にふれあう場所や機会を充実させ、景観を維持・向上させることで、ふるさと可児市に愛着を持ち地元に定着してもらうとともに、市内外に向けて可児市の魅力を発信します。

また、将来の地球環境を考え、自分たちはどのように生活していくべきか、持続可能な社会にするにはどうしたら良いか、市民、事業者、行政が一緒に考えていきます。

主な取り組み内容

- ・環境フェスタなど発表の場の提供
- ・環境に関する学習の充実
里山、木曽川、可児川などを利用した学習機会の充実、出前講座の充実、学習教材の充実

可児市環境基本計画 施策体系

本計画は以下のような体系に基づき、施策を推進していきます。

目指すべき
環境像

施策に対する視点
(4つの柱)

基本目標

基本指針

施 策

将来世代につなぐ環境文化都市・可児

～共に考え、行動する、環境に気づかう市民文化が息づく都市の創造～

人を育て、地域を育てる「仕組み」を強化します

可児の魅力を引き出す取り組みをします

環境意識を次世代につなげる「環境教育」を推進します

多様な意見を受け入れ、施策に反映する仕組みを作ります

地域環境・地球環境

可児の身近な自然や文化を次世代まで残します
地球温暖化問題に対しては、可児市の規模に応じた責任を果たします

都市環境・住居環境

快適な生活環境を守り、公害や環境汚染のない安全なまちを目指します

資源・エネルギーの持続的利用

資源やエネルギーを無駄にしない、持続可能な利用を推進します

環境教育

可児の環境を次世代につなげるための人材育成に取り組みます

- ・貴重な自然環境を保存します
- ・多様な生物種の生息環境を維持し、外来種対策をとります
- ・里山生態系を保全し、里山の景観を維持します
- ・自然環境に配慮した土地利用を推進します
- ・地球温暖化対策実行計画を推進します

- ・大気汚染の防止、悪臭防止、騒音や振動の防止、水質の保全に取り組みます
- ・公園整備、緑化を促進します
- ・良好な景観の保全・形成に取り組みます
- ・環境に配慮した公共交通の整備を進めます

- ・6Rを推進します
リフューズ（ごみの発生回避）・リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）・リペア（修理）・リスペクト（尊敬）
- ・ごみの適正処理を推進します
- ・再生可能エネルギー、自然資源の利用に取り組みます

- ・環境学習に積極的に取り組みます
- ・自然と日常的にふれあう機会や場を創出します
- ・食の安全、食育の展開に取り組みます

○第2次環境基本計画から継続する主な施策
環境フェスタ、里山の日、カワゲラウォッキング、松野湖クリーン作戦など
○施策のうち評価基準とする施策

- ・市内に生息する希少な動植物の調査、情報の整理、公表
- ・「特定外来生物法」で指定されている生物の駆除・防除
- ・環境楽習塾の開催

重点施策【地球温暖化対策】

- ◇地球温暖化対策実行計画の遵守、事業系のCO₂排出負荷の削減
- ◇市民の地球温暖化防止活動を推進するための、情報提供や啓発

○第2次環境基本計画から継続する主な施策
名鉄広見線の利用促進、さつきバス、おでかけしょ Kar Kバスなど
○施策のうち評価基準とする施策

- ・気温一斉観測、公害防止協定の締結
- ・屋外焼却の抑止
- ・生活騒音の防止に向けた個別指導
- ・景観アドバイザーによる緑化相談窓口の充実
- ・コミュニティバスなど公共交通機関の利便性向上及び利用促進

○第2次環境基本計画から継続する主な施策
環境美化推進指導員の活動支援、次世代エネルギー産業創出コンソーシアムへの参加など
○施策のうち評価基準とする施策

- ・資源回収を行う団体への奨励金交付など、市民の自主的な活動の支援
- ・タバコやごみのポイ捨てなどの防止対策（環境美化推進指導員の活動支援）
- ・食品系、木質系廃棄物のバイオマスなど再生可能エネルギー（新エネルギー）導入の調査

**重点施策【廃棄物の発生抑制と適正処理、リサイクルの推進】
【食品ロスの削減】**

- ◇マイバックの利用や食品トレイの削減など、市民の自発的なごみ減量への取り組み支援
- ◇再生品や再利用が可能な製品の購入
- ◇廃プラスチックなど廃棄物の安全で適正な処理
- ◇資源のリサイクルや適正な分別の啓発強化。特に外国籍市民への多言語での分別啓発
- ◇フードバンクの仕組みの検討、3010運動の推進、無駄なく食材を使い切るエコクッキングなど、食品ロスをなるべく出さない方法の情報提供、啓発

○第2次環境基本計画から継続する主な施策
環境フェスタ、里山の日、カワゲラウォッキングなど
○施策のうち評価基準とする施策

- ・学校行事や教科・総合的な学習の時間の中での、自然や環境、野生動植物の大切さについての学習の推進
- ・行政職員も含め環境問題について学ぶ機会を充実させ、環境活動を推進する人材の育成
- ・カワゲラウォッキングなど、環境学習につながる事業
- ・学校給食での地場農産物の使用の推進

重点施策【環境教育】

- ◇環境フェスタなど発表の場の提供
- ◇環境に関する学習の充実（里山、木曽川、可児川などを利用した学習機会の充実、出前講座の充実、学習教材の充実）

第4章 計画の進行管理

本計画は、「環境パートナーシップ・可児」内に市民と有識者で構成する専門部会を立ち上げ、進捗状況の確認、施策への改善提案など進行の管理を行います。

進行管理の手順はこれまで同様にマネジメントシステムの考え方（P D C Aサイクル）（※34）を基本として推進していきます。推進にあたっては柔軟かつ迅速に対応していきます。また、本計画に位置付けのない取り組みでも、専門部会の意見や、社会情勢を注視し必要に応じて柔軟に対応していきます。

◆計画（Plan）

行動目標を設定し、計画を策定します。

◆実施（Do）

計画に基づき、市民、事業者、行政が具体的な取り組みを実施します。

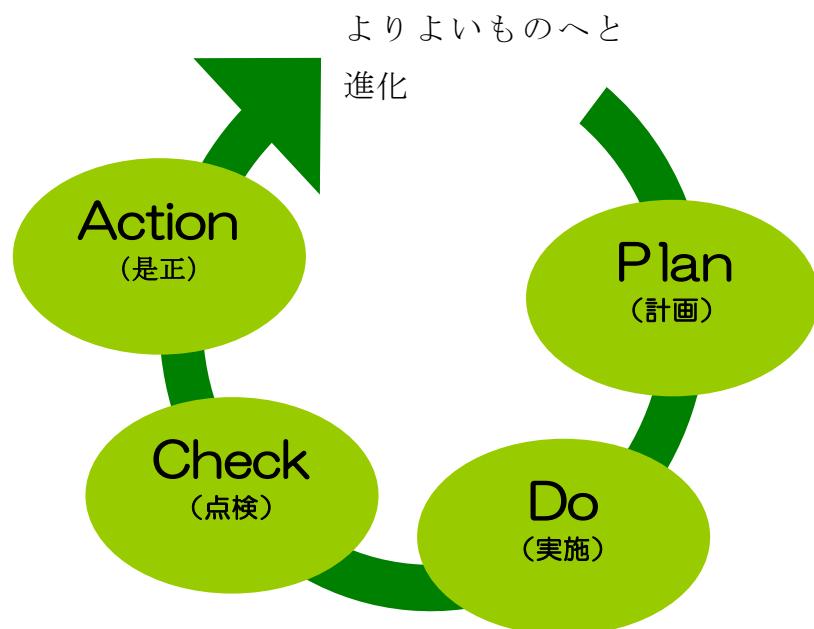
◆点検（Check）

達成目標における現状と比較することにより進捗状況を確認するとともに、一般に公表し、市民及び事業者との合意形成を図ります。

市民、事業者の取り組みについては、適宜アンケート調査を行うなどにより、把握します。

◆是正（Action）

点検結果に基づき、施策などの見直しや新たな取り組みを迅速に行います。



〈施策一覧〉

行政における各分野における施策は、以下のとおりです。うち、「この10年間の目標達成の評価基準とする施策」及び「重点施策にかかる施策」を専門部会で点検していきます。

1.地域環境・地球環境

基本目標			
可児の身近な自然や文化を次世代まで残します 地球温暖化問題に対しては、可児市の規模に応じた責任を果たします			
基本指針	貴重な自然環境を保存します	担当課	
施策	1 市内に生息する希少な動植物の調査、情報の整理、公表	環境課	
	2 貴重な自然環境の保存	環境課	
	3 天然記念物や景観重要樹木などの適正保護・新たな指定	文化財課 都市計画課	
	4 「可児市の環境」での各種情報の公表、ホームページの充実	環境課	
	5 野生動植物の生息・生育に関わる情報の収集、更新、管理	環境課	
基本指針	多様な生物種の生息環境を維持し、外来種対策をとります	担当課	
施策	6 「特定外来生物法」で指定されている生物の駆除・防除	産業振興課 環境課	
	7 水辺における野生動植物の生息・生息地の保全のため、ビオトープ整備など、多自然型整備の推進	土木課 環境課	
	8 市内の河川の水質調査の実施（カワゲラウォッチング）	環境課	
	9 松野湖クリーン作戦の実施による流域環境保全	環境課	
	10 松野湖及び可児川周辺の水質調査による流域環境の監視	環境課	
基本指針	里山生態系を保全し里山の景観を維持します	担当課	
施策	11 環境楽習塾の開催	環境課	
	12 里山を活用したイベントなどによる団体交流、魅力の発信	環境課	
基本指針	自然環境に配慮した土地利用を推進します	担当課	
施策	13 自然環境に配慮した土地利用	建築指導課	
	14 「農地活用ビジョン」による土地利用の適正化を進める	産業振興課	
	15 市民による「援農」の支援や「市民緑地制度」の運用	産業振興課 都市計画課	
	16 環境保全型農業直接支払交付金など国の補助事業を活用して、農業者の組織する団体への支援を推進	産業振興課	
	17 森林法や自然公園法に基づく指導、申請事務	産業振興課	
	18 「可児市市民参画と協働のまちづくり条例」に基づく、事業者に対しての適切な指導啓発	建築指導課	

この10年間の目標達成の評価基準とする施策

重点施策にかかる施策

2.都市環境・住居環境

基本目標

快適な生活環境を守り、公害や環境汚染のない安全なまちを目指します

基本指針		大気汚染の防止、悪臭防止、騒音や振動の防止、水質の保全に取り組みます	担当課	
施策	21	気温一斉観測100×100の実施 公害防止協定の締結	環境課	
	22	市内の大气、土壤、底質、水質、地下水中のダイオキシン類の調査	環境課	
	23	大気の定期的な監視と測定	環境課	
	24	屋外焼却禁止の指導・啓発	環境課	
	25	「可児市の環境」での各種情報の公表、ホームページの充実	環境課	
	26	水道水質検査計画に基づく水質検査	水道課	
	27	給排水施設の充実整備と渇水対策の推進	水道課	
	28	下水道などの整備及び合併処理浄化槽設置補助金の交付	下水道課	
	29	地下水やため池の水質調査の実施	環境課	
	30	一般地域および主要道路沿道において騒音の定期的な監視と測定	環境課	
	31	生活騒音の防止に向けた個別指導	環境課	
	32	エコカーなどの低燃費・低公害車の普及、アイドリングストップなどの啓発	管財検査課	
	33	工場・事務所における排水の規制、土壤汚染の防止などの指導	環境課	
	34	特定施設、特定建設作業の届け出に対する適切な指導	環境課	
	35	可児川及び可児川支川の水質調査を実施	環境課	
基本指針		公園整備、緑化を促します	担当課	
施策	36	景観アドバイザーによる緑化相談窓口の充実を図る	都市計画課	
	37	親水性に配慮した護岸や河川敷の広場空間の整備を推進	都市整備課	
	38	川と海のクリーン大作戦や市民グループによる植栽活動など、河川の美化・緑化を推進	土木課	
	39	公園の整備や、既存公園の活性化を推進	都市整備課	
	40	花いっぱい運動など市民、事業者、市の役割分担による公園の維持管理と支援を図る	都市整備課	
基本指針		良好な景観の保全・形成に取り組みます	担当課	
施策	41	花フェスタ記念公園の利用促進	観光交流課	
	42	民有地緑化推進助成制度の運用	都市計画課	
	43	公共施設における緑化の推進	管財検査課 環境課	
	44	景観重要木制度の運用	都市計画課	
	45	花壇コンクール、沿道花かざりの展開	都市整備課	
	46	可児川下流域自然公園内のカタクリやモミジ、薬王寺の大賀ハスなどをPRするイベントの実施	観光交流課 環境課	
	47	街路樹の維持管理	管理用地課	
	48	関係機関との連携による騒音・振動の発生源対策、交通対策、道路構造対策、沿道の土地利用誘致などの推進	環境課	
	49	遊歩道や里地里山の整備などを行う団体の支援	都市計画課 観光交流課 環境課	
	50	花いっぱい運動など地域との連携による花かざりの推進	都市整備課	
	51	まちづくりコーディネーター制度の活用	都市計画課	
	52	特定外来生物対策の講習会の実施	産業振興課	
施策	53	可児市有害鳥獣被害防止計画による対策の実施	産業振興課	
	54	環境活動に関する地域コミュニティ団体やNPOなどへの活動支援の推進	環境課	
	55	開発行為などに対し、周辺の景観に調和した緑地の確保を指導し緑化を推進	都市計画課	
	56	貴重な民有緑地（社寺林など）の調査及び保全のための活動支援	都市計画課	
	57	公園緑地、河川、里地里山などの緑のネットワーク形成	都市計画課	
	58	文化財の新規指定、指定文化財の清掃、整備管理、解説版の設置	文化財課	
	59	史跡の調査・維持管理	文化財課	
	60	久々利、兼山のまちなみなど、歴史的街並みの保全	都市計画課	
	61	文化財の企画展や講座など地域文化の啓発	文化財課 郷土歴史館	

基本指針	良好な景観の保全・形成に取り組みます	担当課	基本指針	環境に配慮した公共交通の整備を進めます	担当課
施策	62 古墳や史跡、地域の伝統的な行事や祭りなど、地域資源を活用した観光を推進	観光交流課	66 さつきバスなどコミュニティバスの利用促進	都市計画課	
	63 景観アドバイザー制度を活用した公共施設における景観配慮の推進	都市計画課	67 環境負荷低減素材などを使用したインフラ整備の推進	土木課	
	64 県の屋外広告物条例に基づき、許可事務や違反屋外広告物の除却	都市計画課	68 名鉄広見線の利用促進	都市計画課	
	65 環境美化推進指導員の設置による、ごみのポイ捨て防止の推進	環境課			

3.資源・エネルギーの持続的利用

基本目標		
資源やエネルギーを無駄にしない、持続可能な利用を推進します		

基本指針	5Rの推進をします	担当課	基本指針	再生可能エネルギー、自然資源の利用に取り組みます	担当課
施策	69 環境に関する取組みの先進自治体との交流による情報収集	環境課	84 可児市再生可能エネルギー戦略に基づく環境産業に取り組む企業への支援	環境課	
	70 生ごみ処理機・コンポスト・枝葉粉碎機・密閉式発酵容器の購入助成制度の運用	環境課	85 食品系、木質系廃棄物のバイオマスなど再生可能エネルギー（新エネルギー）導入の調査	環境課	
	71 マイバックの利用や食品トレイの削減など、市民の自発的なごみ減量への取り組み支援	環境課	86 次世代エネルギー産業創出コンソーシアムへの参加による連携	担当課	
	72 資源回収を行う団体への奨励金の交付など、市民の自主的な活動の支援	環境課	87 夏季のグリーンカーテン事業を実施し緑化による省エネルギーを推進	環境課	
	73 学校やPTAによる資源回収の実施推進、市民に対する集団回収活用の啓発	環境課	88 公共施設の太陽光発電システムの維持管理	担当課	
	74 エコドームの活用推進のための情報提供	環境課	89 屋根貸し事業等による太陽光発電システムの設置	環境課	
	75 フードバンクなど、食品ロスの削減に関する取り組み	環境課	90 水の循環利用の推進のためのアスファルトやブロックを用いた透水性舗装の整備	環境課	
	76 直売所や道の駅を活用した地場農産物や特産品のPR（輸送に係るエネルギーやごみの発生抑制）	産業振興課			
基本指針	ごみの適正処理を推進します	担当課			
施策	77 タバコやごみのポイ捨てなどの防止対策（環境美化推進指導員の活動支援）	環境課			
	78 不法投棄防止のために警察と連携して、監視・指導体制を強化	環境課			
	79 可茂衛生施設利用組合管内の市町村との処理困難物など廃棄物に関する勉強会の開催	環境課			
	80 廃プラスチックなど廃棄物の安全で適正な処理	環境課			
	81 リサイクル・ごみ百科事典の更新による適切な処理の推進	環境課			
	82 ごみ・資源の分別回収の徹底および推進	環境課			
	83 各種廃棄物処分に係る費用などの精査	環境課			

4.環境教育

基本目標		
可児の環境を次世代につなげるための人材育成に取り組みます		

基本指針	環境学習に積極的に取り組みます	担当課
施策	91 学校行事や教科、総合的な学習の時間の中での、自然や環境、野生動植物の大切さについての学習の推進	環境課
	92 環境フェスタの実施による環境学習の発表の場の提供	環境課
	93 行政職員も含め環境問題について学ぶ機会を充実させ、環境活動を推進する人材の育成	環境課
	94 市が行う学習機会の充実及び環境に関する学習教材の充実	環境課
	95 市HPや「可児市の環境」での貴重な動植物の紹介による自然保護意識の高揚推進	環境課
基本指針	自然と日常的にふれあう機会や場を創出します	担当課
施策	96 カワグラウォッキング・里山の日イベントなど環境学習につながる事業の実施	環境課
	97 東海自然歩道や鳩吹山遊歩道などのハイキングコース整備	観光交流課
	98 鳩吹山遊歩道GUIDE MAPや里山マップの配布	観光交流課 環境課
	99 市民農園の整備・活用	産業振興課
基本指針	食の安全、食育の展開に取り組みます	担当課
施策	100 学校給食での地場産物の使用の推進	学校給食センター
	101 「可児そだち」の認定	産業振興課
	102 「地産地消推進店」の認定	産業振興課
	103 学校給食を活用した食育の推進	健康増進課
	104 家庭や地域の食育推進活動の支援	健康増進課

資料編

- 1 可児市の環境の現状
- 2 アンケート結果概要
- 3 策定委員、策定体制、経緯
- 4 可児市環境基本条例
- 5 用語解説

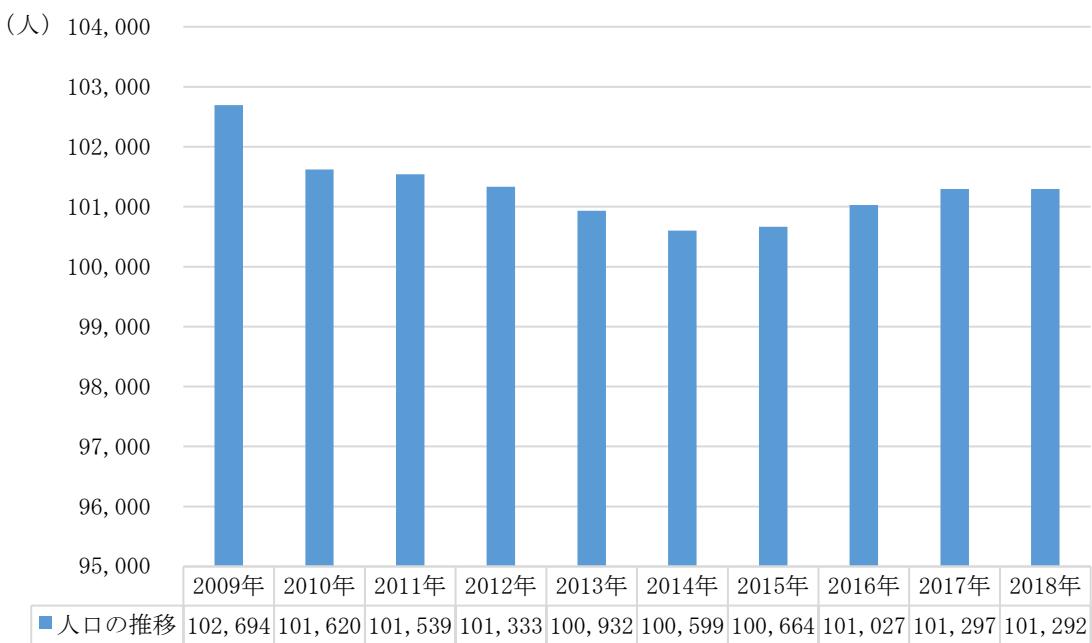
1 可児市の環境の現状

(1) 概況

○人口など

- 本市は岐阜県の南部に位置し、面積は 87.57km²、北部は平坦で市街地が広がり、南部は丘陵地で県下最大級の工業団地、住宅団地やゴルフ場が点在しています。
- 市の西部には標高 313.5m 鳩吹山、北端部には木曽川、中央部には東西に可児川が流れています。
- 昭和 40 年代後半から名古屋都市圏のベッドタウンとして大規模な住宅団地が形成され人口が増加してきました。近年では、平成 21 年（2009 年）から平成 26 年（2014 年）にかけて減少を続けていましたが平成 27 年（2015 年）以降増加に転じており、近年は大きな増減はなく推移しています。

【人口の推移】

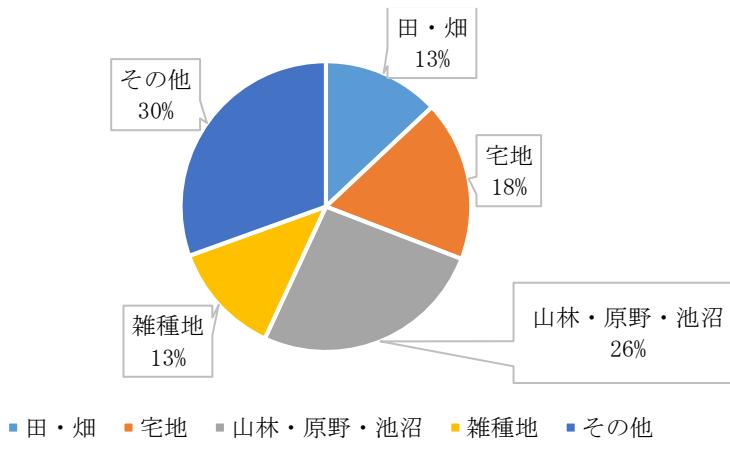


資料：可児市の統計

○土地利用

本市の総面積は 87.57 km²です。本市の地目別の土地面積の割合をみると、「田・畠」などの農用地が 13%、「宅地」が 18%、「山林・原野・池沼」が 26%となっており、住宅地と農地などの自然が調和したまちであることがわかります。

【地目別土地面積】



資料：可児市の統計

(2) 自然環境

○植物

・植生は、全体的には、アラカシやヤブツバキなどの暖帯性の植物が優占しますが、コナラ、アベマキなどの落葉広葉樹の二次林やアカマツを主とする二次林が多くみられます。

・本市内においては、1,438種^(*)の植物が確認されており、湿地を中心としたミカワバイケイソウ、ミミカキグサ、トウカイコモウセンゴケ、などの特徴的な植物や、ヒトツバタゴ、ハナノキ、ヘビノボラズなどの地域固有の貴重な植物も自生しています。



ヒトツバタゴ



ハナノキ



ヘビノボラズ

・天然記念物に指定されているサクライソウ自生地や鳩吹山のシデコブシ自生地など貴重な種の生育地も有しています。



オオキンケイギク

・一方で、アレチウリ、オオキンケイギク、などの特定外来生物の生育も確認されています。

○動 物

- ・本市には哺乳類 28 種、鳥類 146 種、爬虫類 15 種、両生類 14 種、魚類 27 種、昆蟲類 2,496 種^(*) が生息しています。
- ・木曽川では特別天然記念物であるオオサンショウウオが確認されることもあり、里山などの雑木林ではギフチョウ、湿地・湿原ではヒメヒカゲ、ヒメタイコウチなどの貴重種の生息も確認されています。
- ・一方で、アライグマやヌートリア、オオクチバス（ブラックバス）、ブルーギルなどの特定外来生物の生息も確認されています。

(*) は可児市史（第四巻自然編）による

○自然とのふれあいの場

- ・市民団体が整備し竹林を散策できる木曽川渡し場遊歩道や、カタクリやモミジなど美しい景色が楽しめる可児川下流域自然公園などの公園、多くの登山者が訪れる鳩吹山遊歩道など、市民が自然とふれあえる場が整備されています。また、市内各地に点在する山城跡も整備が進み自然とふれあえ散策できる場となっています。



木曽川渡し場遊歩道



カタクリ

(3) 都市環境

○公園・緑地

- ・花フェスタ記念公園、可児市運動公園など 26 箇所、102.54ha の都市公園及び緑地があります。（可児市の統計より）

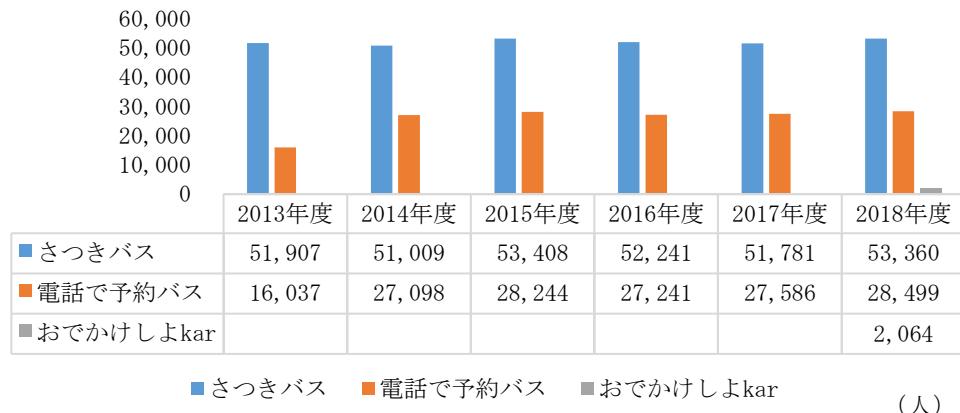
○公共交通

- ・鉄道、バスのほかに、市で運営するコミュニティバスがあります。
- ・市のコミュニティバス（さつきバス）は現在、全 5 路線を 5 台のバスで運行しており、全ての車両が車いすに乗ったまま利用できます。
- ・コミュニティバス（さつきバス）の年間利用者数は、平成 25 年度（2013 年度）以降は年間 52,000 人前後で推移しています。電話で予約バス（※35）は平成 25 年度

の 10 月から全 7 地区で運行しており年間 27,000 人程の利用者があります。

- ・平成 30 年（2018 年）4 月 1 日から特定の鉄道駅や観光・文化施設を結ぶ『おでかけしょ K a r』の運行を開始し、初年度は 2,064 人の利用者がありました。

【公共交通の利用状況】

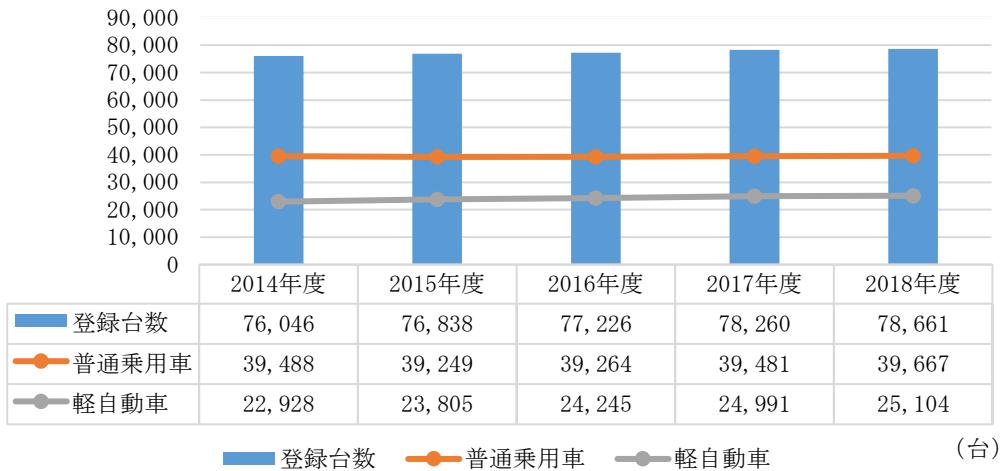


※電話で予約バス…2019年末まで運行していた、事前に予約のあった停留所のみを結ぶ
デマンド運行バス（※35）

○自動車利用

- ・市内の自動車登録台数は、平成 26 年度（2014 年度）以降、毎年増加してきています。乗用車の台数を見ると普通乗用車は横ばいですが、軽自動車は増加傾向にあります。
- ・市役所では、平成 11 年（1999 年）より公用車にハイブリッド自動車を導入しており、現在ハイブリット 8 台、リース契約で電気自動車 1 台を運用しています。
(2019 年 10 月現在)

【自動車登録台数の推移】



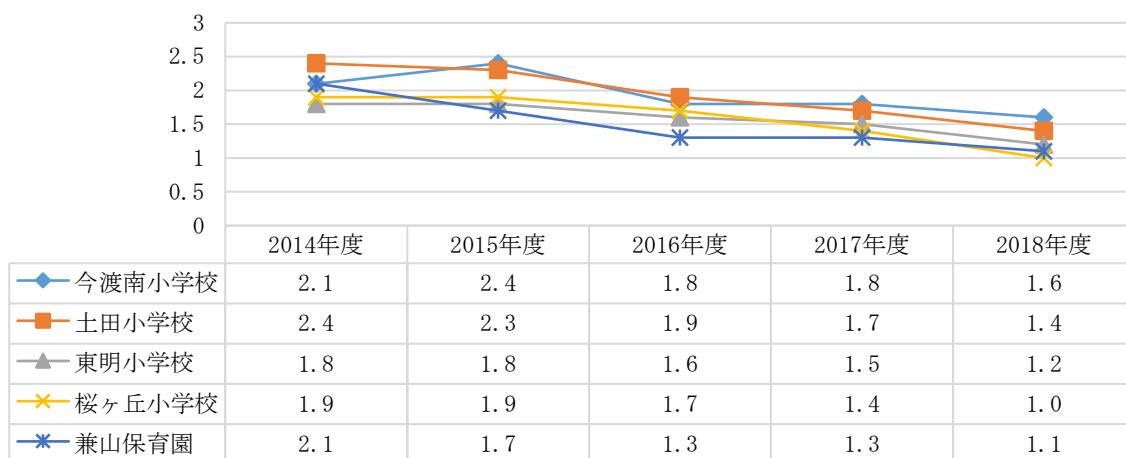
資料：可児市の統計

(4) 住居環境

○大 気

- 市内における大気汚染観測結果によると、過去5年間、二酸化硫黄及び二酸化窒素ともに環境基準に適合しています。
- 降下ばいじんは、平成27年度（2015年度）以降全ての観測地点で減少傾向にあります。

【降下ばいじんの推移】

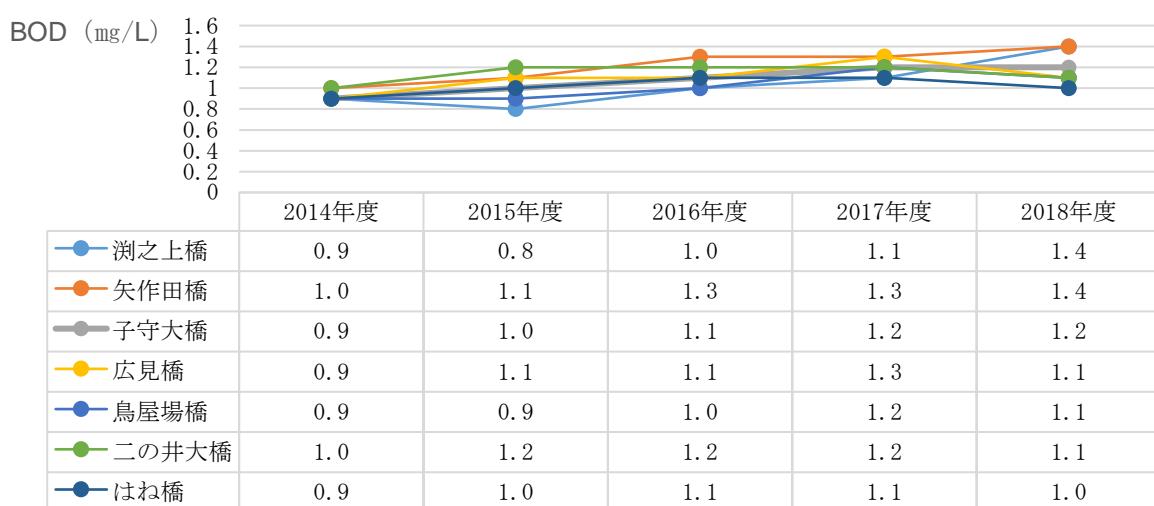


資料：可児市の環境

○水 質

- 可児川における水の汚れの指標となるBOD（生物化学的酸素要求量）は、増加傾向にあるものの、すべて環境基準を満たしています。
- 可児川の支川（13河川）は環境基準の類型指定は受けていませんが、本川同様に調査をしています。

【可児川におけるBODの推移】

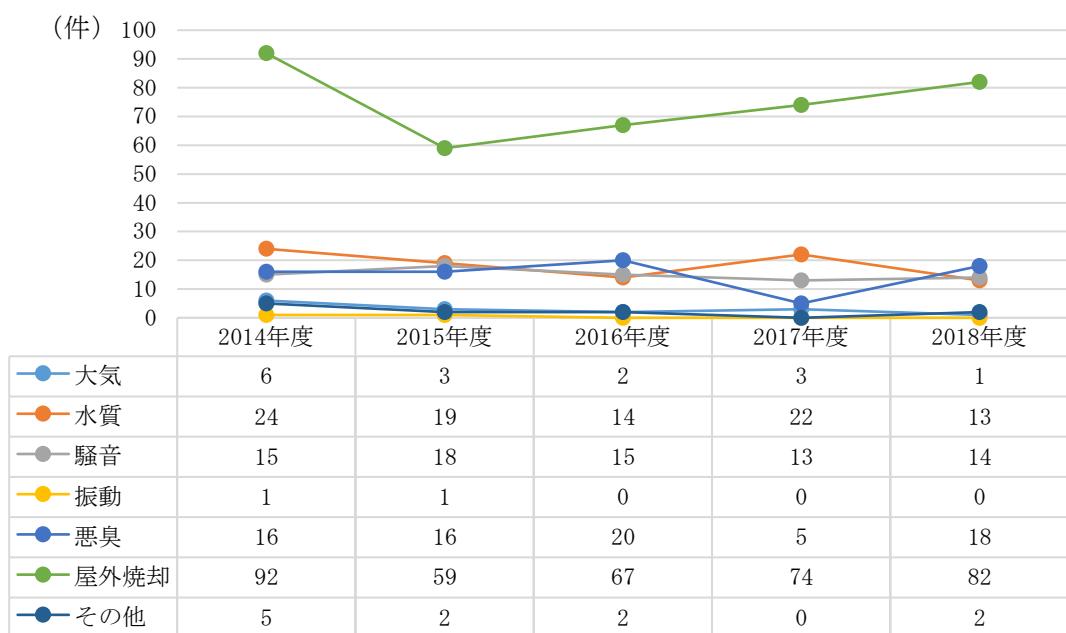


資料：可児市の環境

○苦情件数

- ・苦情件数の推移を見ると、屋外焼却に対する苦情が突出しています。平成 27 年度（2015 年度）は減少したものの、以降は増加傾向にあります。近年は、農地に囲まれた土地が宅地造成されることもあり、屋外焼却の苦情が増加している要因の一つと考えられます。

【公害苦情処理件数の推移】



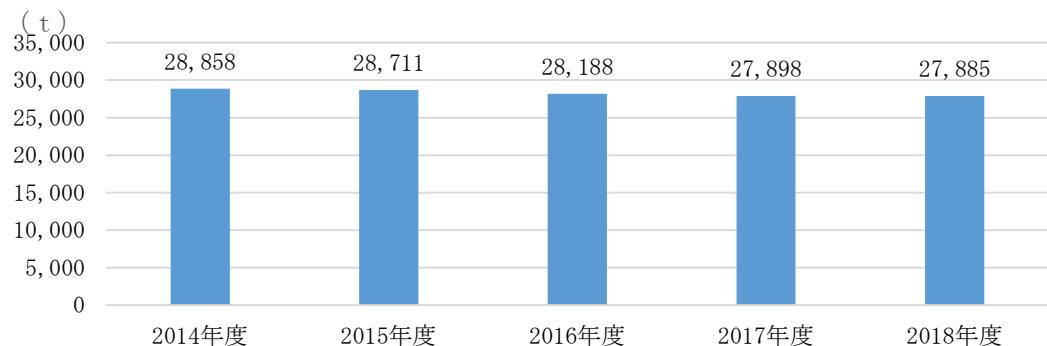
資料：可児市の環境

(5) 廃棄物、資源

○ごみ

- ・本市のごみ総排出量は、平成 30 年度（2018 年度）で 27,885 t（集団回収量含む）となっており、平成 26 年度（2014 年度）以降減少傾向となっています。

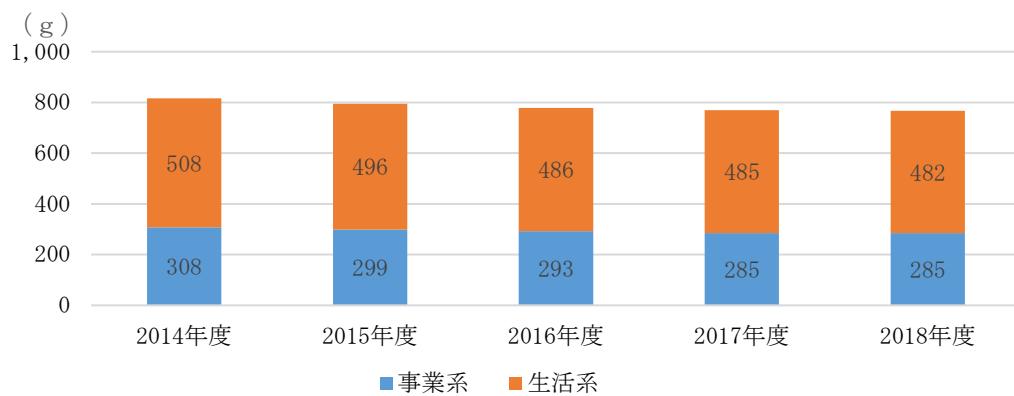
【ごみ総排出量の推移】



資料：一般廃棄物（ごみ）の資源化状況（可茂衛生施設利用組合作成）

- ・市民一人一日当たりのごみ排出量については、生活系、事業系を含めた全体量は平成30年度（2018年度）で767gとなっており、うち生活系ごみが482gと6割程度を占めています。

【1人1日当たりごみ排出量の推移】

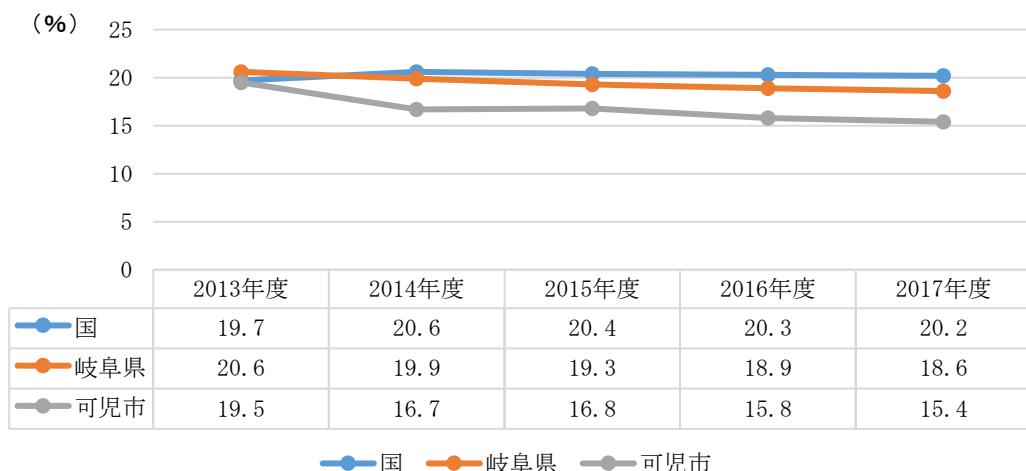


資料:一般廃棄物（ごみ）の資源化状況（可茂衛生施設利用組合作成）

○リサイクル

- ・平成25年度（2013年度）以降、リサイクル率は減少を続けており国、県の平均値を共に下回っています。

【リサイクル率の推移】



資料：岐阜県の一般廃棄物

(6) 地球環境

○再生可能エネルギー

- 本市では、公共施設などにおいて太陽光発電装置や蓄電池を設置し、再生可能エネルギーの活用を推進しており、補助金や屋根貸し事業を活用して市役所庁舎、小中学校や公民館など 27 施設、計 747 kW の発電が行われています。

【公共施設等における再生可能エネルギー施設導入状況】

区分	施設名称	発電容量
教育施設	広見小学校	10kW
	兼山小学校	10kW
	旭小学校	30kW
	中部中学校	10kW
	蘇南中学校	10kW
公共施設	文化創造センター	20kW
	学校給食センター	30kW
	老人福祉センター福寿苑	20kW
	福祉センター	10kW
	可児市役所 庁舎	20kW
地区センター	帷子地区センター	10kW
	中恵土地区センター	10kW
	広見地区センター	10kW
	桜ヶ丘地区センター	10kW
	春里地区センター	10kW
	土田地区センター	10kW
	姫治地区センター	11kW
	兼山地区センター	12kW
合計		253kW

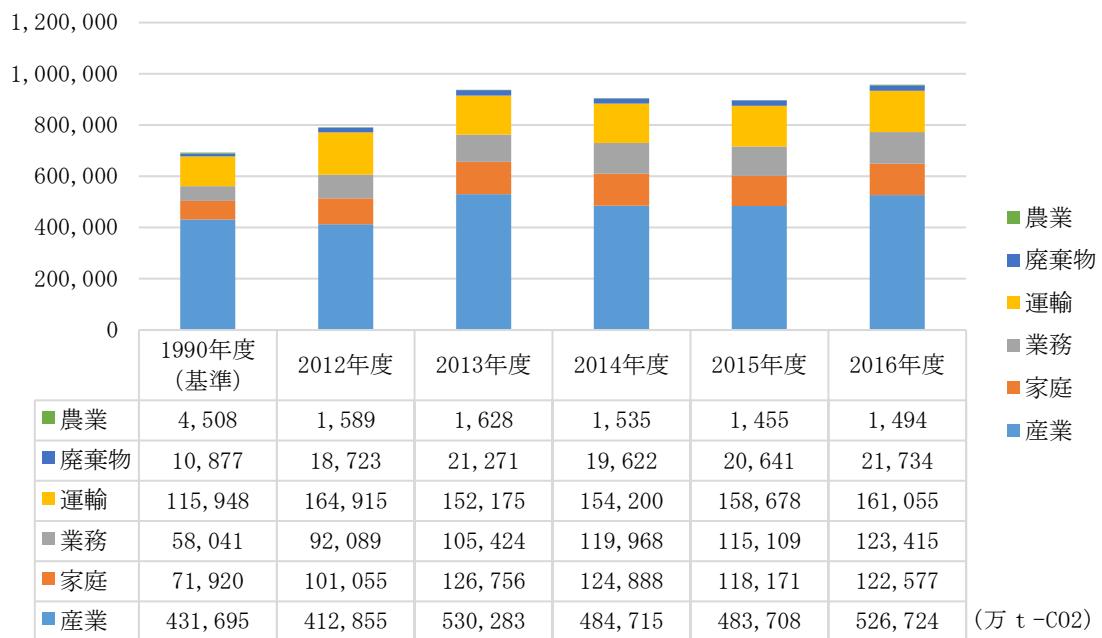
【屋根貸し事業による再生可能エネルギー施設導入状況】

区分	施設名称	発電容量
教育施設	東明小学校	44kW
	桜ヶ丘小学校	49kW
	今渡北小学校	49kW
	今渡南小学校	49kW
	帷子小学校	49kW
	土田小学校	58kW
	南帷子小学校	49kW
	中部中学校	49kW
	東可児中学校	49kW
	西可児中学校	49kW
合計		494kW

○温室効果ガス排出量

- 本市の温室効果ガス排出量は、平成 28 年度（2016 年度）で 95.7 万 t -CO₂ となり基準年度、平成 2 年度（1990 年度）の約 1.4 倍に増加しています。

【温室効果ガス排出量】



資料：可児市地球温暖化対策実行計画

(7) 活動・協働

○可児市環境フェスタ

- 市民団体、事業所、行政が実行委員会を組織し、平成 13 年（2001 年）から毎年「可児市環境フェスタ」を開催しています。
- 平成 30 年度（2018 年度）には参加団体の環境保全への取り組み紹介などを行い、約 1,700 人が来場しました。また、会場内では新たな取り組みとしてフードドライブを実施しました。



○カワゲラウォッチング&一斉水質調査

- ・ 身近な川に住む水生生物や水質を調べることにより川の汚れを知り、生活スタイルを考えるきっかけづくりとして、カワゲラウォッチングと市内 7箇所の一斉水質調査を行っています。平成 30 年度（2018 年度）は 46 人が参加しました。



- ・ また、市内の小中学校の総合的な学習で行う水質調査や生物調べにも積極的な支援を行っており、平成 30 年度（2018 年度）は 3 校に講師派遣を行っています。



○出前講座

- ・ 小中学校や市民の環境教育・学習を支援するため、要請のあった団体へごみ・リサイクル、地球温暖化、川の水質や生物などをテーマに講師派遣を行っています。平成 30 年度（2018 年度）は全 12 回の出前講座を行いました。



○流域連携

- ・ 可児川の流域連携として、瑞浪市と御嵩町、並びにその地域で活動する事業者及び市民団体等と「松野湖と可児川を美しくする会」を組織し、水質浄化の啓発と水源である松野湖の清掃活動を実施しています。



2 アンケート結果概要

本計画の改定にあたり、令和元年（2019年）6月15日から29日まで市内在住の18歳以上1,000人を対象にアンケート調査を行いました。

平成21年（2009年）に行った「可児市 環境に関する市民アンケート」の内「一般市民向け1,000名」の結果と比較しています。

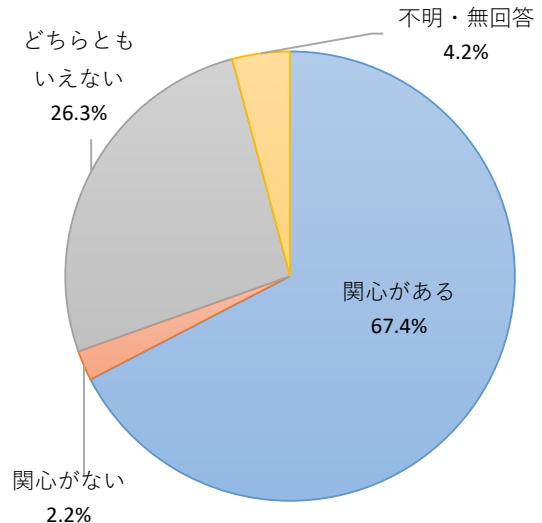
	2019年	2009年
調査対象者	市内在住の18歳以上、 1,000人を無作為抽出	市内在住の20歳以上、 1,000人を無作為抽出
回収状況	回収数506 回収率50.6%	回収数429 回収率42.9%

【質問】あなたは環境問題について関心をお持ちですか。

(2019年アンケートに新たに追加した質問)

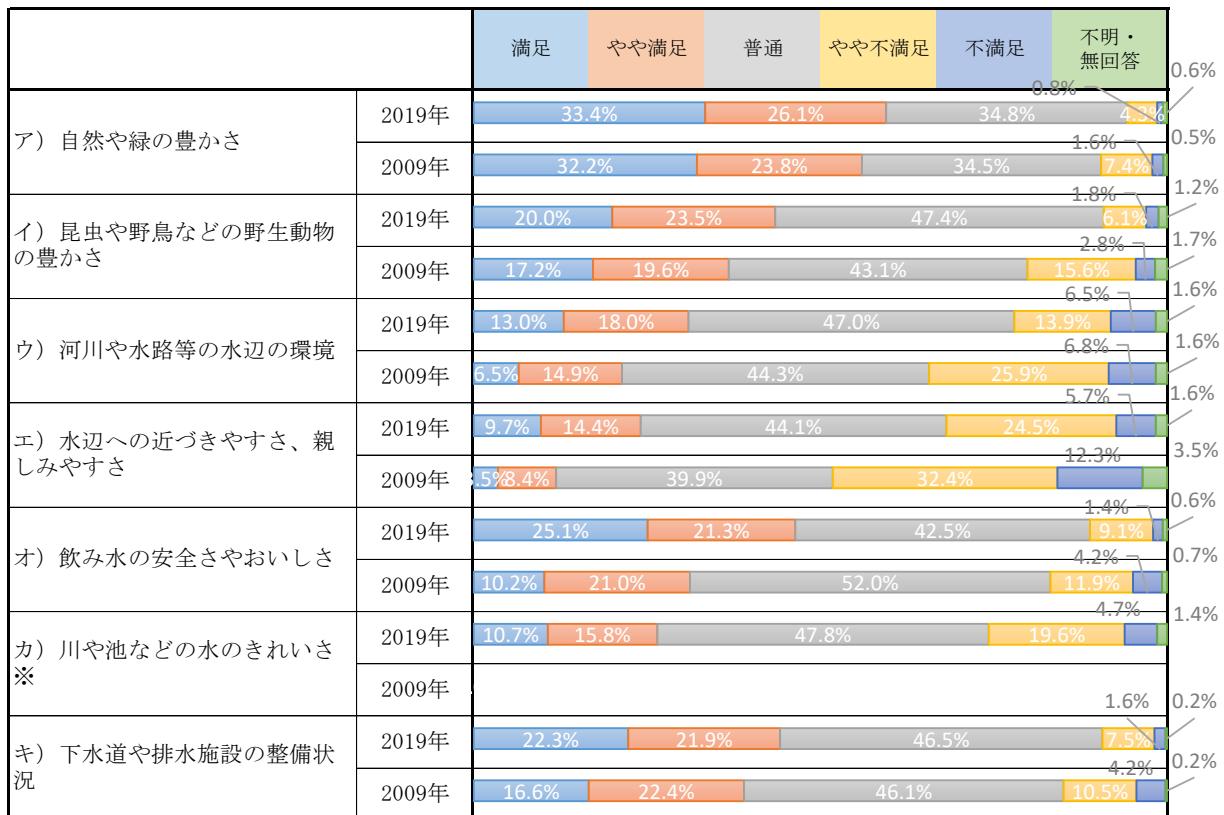
「関心がある」の割合が67.4%、「関心がない」と「不明・無回答」を合わせた割合は6.4%となっており、「関心がある」を大きく上回っているものの、「どちらともいえない」が26.3%と高い結果になりました。

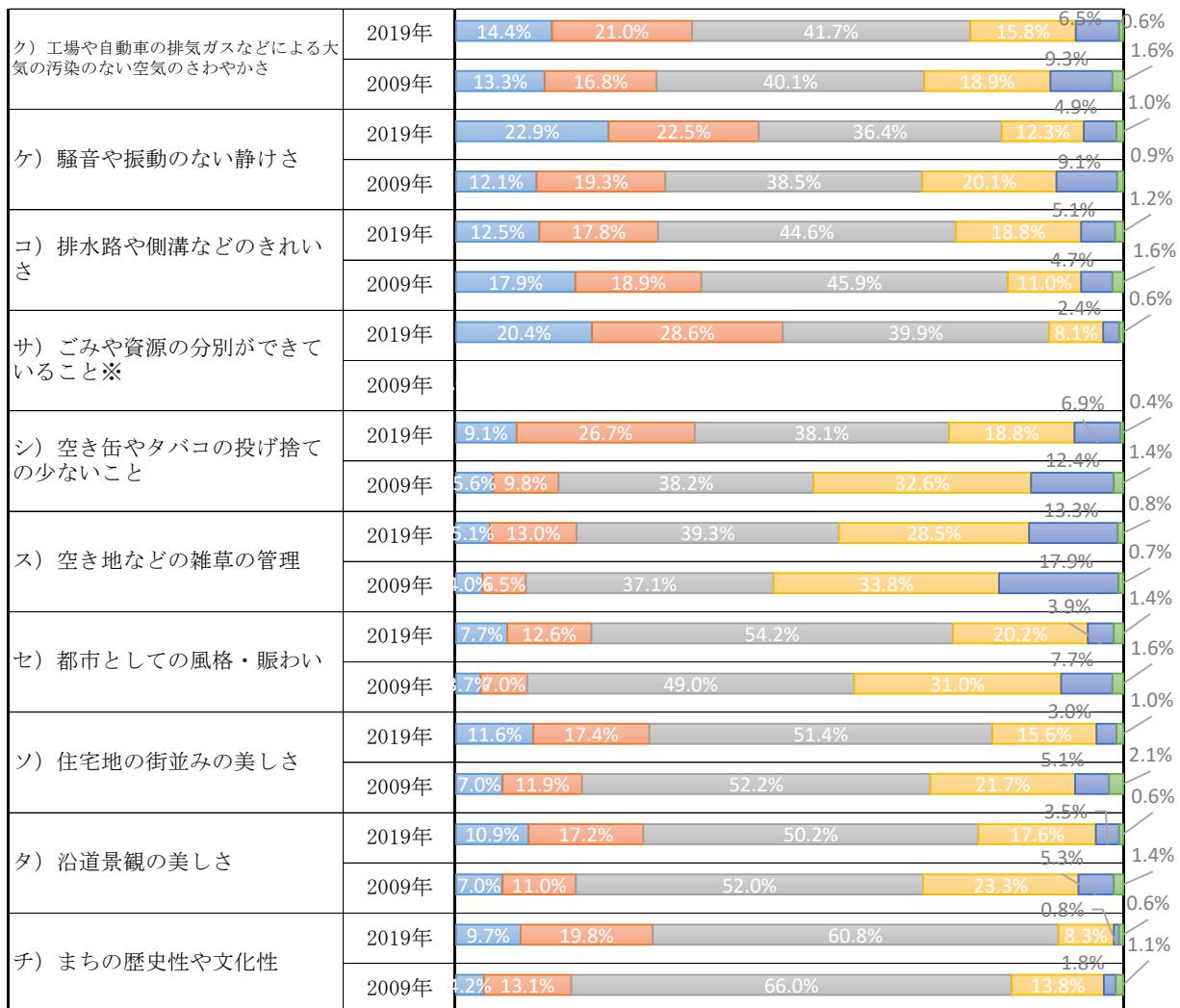
	2019年	
関心がある	341	67.4%
関心がない	11	2.2%
どちらともいえない	133	26.3%
不明・無回答	21	4.2%
回答数	506	100.0%



【質問】住まい周辺の生活環境について

「ア) 自然や緑の豊かさ」「イ) 昆虫や野生などの野生動物の豊かさ」「キ) 下水道や排水施設の整備状況」「チ) まちの歴史性や文化性」は、「満足」「やや満足」「普通」で90%以上になっていますが、「エ) 水辺への近づきやすさ、親しみやすさ」「ス) 空き地などの雑草管理」は70%を下回る満足度となっている。また、住んでいる地域によっても、生活環境の満足度の内容が大きく変わり、特に「ワースト3」については地域特性が大きく反映されているといえます。

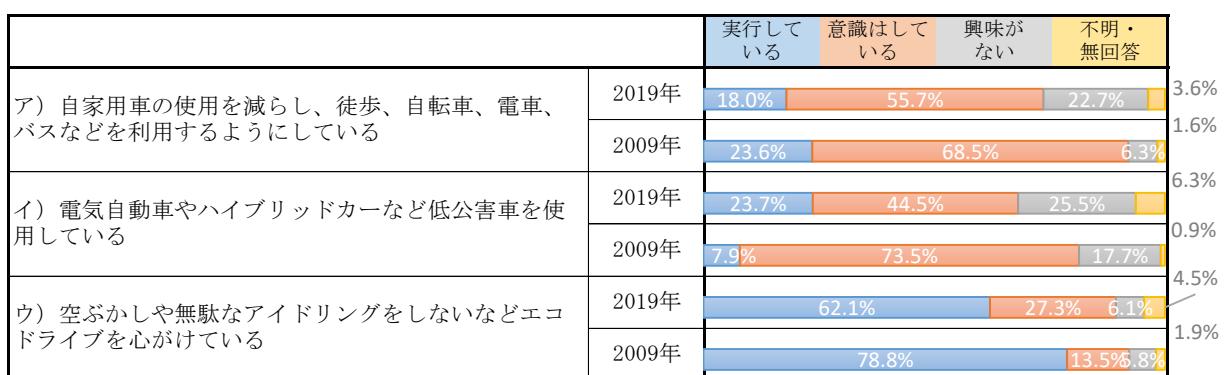




※2019年アンケートで追加した項目。以下同じ。

【質問】環境に関する取り組みについて

「実行している」のランキングで見てみると「ト) 空き缶やゴミなどをポイ捨てしない」「テ) ごみ・資源の分別をしっかりしている」「サ) マイバッグを持参している」などの割合は70%を超えており「意識はしている」を含めると90%以上となっています。これは、比較的身近な取り組みについては、実際に実行している方が多いと推測できます。一方で、「セ) 貴重な動植物の保護活動している」「ソ) 地域の自然や歴史などの観察会（例えば、カワゲラウォッ칭）や見学会に参加している、又は興味がある」「ニ) 環境に関わる講習会やセミナーなどに参加している（環境フェスタなど）」などの「実行している」割合は10%以下となり、さらなる取り組みの推進が必要と考えられます。

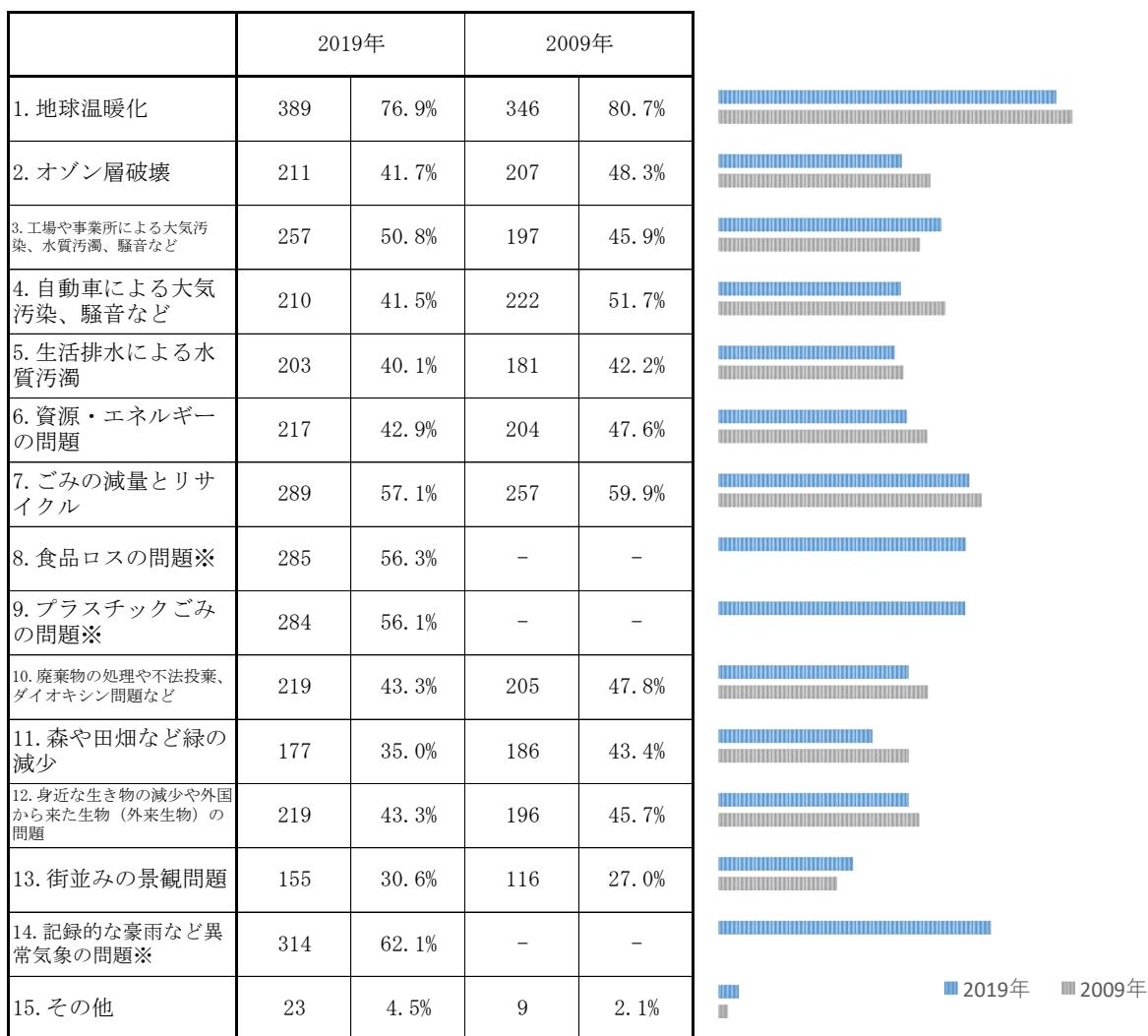


エ) 照明やテレビなどをこまめに消したり、使用時間を減らしている	2019年	54.1%	40.1%	4.0%	1.8%
	2009年	74.4%	23.3%	0.9%	1.4%
オ) 冷暖房の温度設定や使用時間を適正にしている	2019年	66.0%	30.2%	2.4%	1.4%
	2009年	67.4%	28.2%	3.2%	1.2%
カ) 電化製品の主電源を切る又はコンセントからプラグをこまめに抜くなど、待機時電力の無駄な消費をしないようにしている。	2019年	37.5%	51.6%	9.3%	1.6%
	2009年	42.9%	53.2%	3.0%	0.9%
キ) 電気、水道の使用量に気をつけている	2019年	50.4%	45.8%	2.4%	1.4%
	2009年	81.8%	14.9%	1.6%	0.7%
ク) 太陽光発電を設置している	2019年	14.6%	32.2%	48.2%	5.0%
	2009年	4.9%	73.6%	18.9%	3.8%
ケ) 雨水をためておき、庭木の水やりなどに利用している	2019年	20.6%	37.5%	38.1%	1.2%
	2009年	21.7%	64.6%	12.6%	3.0%
コ) リサイクル商品など環境にやさしい商品を使用している	2019年	26.3%	54.7%	16.0%	2.8%
	2009年	33.8%	53.4%	10.0%	2.6%
サ) マイバッグを持参している	2019年	74.3%	18.4%	4.7%	1.4%
	2009年	89.5%	8.4%	0.9%	2.8%
シ) 過剰包装は断り、使い捨て製品の使用・消費を自粛している	2019年	40.9%	49.8%	6.5%	3.3%
	2009年	71.3%	22.4%	3.0%	4.6%
ス) ブロック塀は生け垣にかえたり、庭やベランダなどの緑化を進めている	2019年	29.8%	43.9%	21.7%	1.8%
	2009年	52.7%	29.6%	15.9%	4.9%
セ) 貴重な動植物の保護活動へ参加している	2019年	3.2%	48.8%	43.1%	2.6%
	2009年	4.4%	75.8%	17.2%	4.9%
ゾ) 地域の自然や歴史などの観察会（例えば、カワゲラウォッチング）や見学会に参加している、又は興味がある	2019年	4.7%	36.6%	53.8%	1.4%
	2009年	2.6%	81.6%	14.4%	3.0%
タ) 里山の自然を保全するため、下草刈りやゴミ拾いへ参加している	2019年	16.0%	48.8%	30.0%	5.2%
	2009年	25.6%	62.0%	11.2%	1.2%
チ) 自治会や地域の清掃活動・美化活動に参加している	2019年	56.9%	27.9%	12.2%	0.7%
	2009年	80.0%	14.2%	5.1%	2.8%
ツ) 食品ロスをなるべく出さないようにしている※	2019年	60.5%	33.4%	3.3%	1.8%
	2009年				

テ) ごみ・資源の分別をしっかりしている※	2019年	81.2%	16.8%	1.8%
	2009年	0.2%	0.2%	1.8%
ト) 空き缶やごみなどポイ捨てをしない	2019年	91.7%	6.1%	2.0%
	2009年	96.0%	0.7%	1.9%
ナ) ペットを最後まで責任もって育てている（捨てない）	2019年	59.5%	17.2%	13.0%
	2009年	44.3%	0.7%	52.9%
ニ) 環境に関わる講習会やセミナーなどに参加している（環境フェスタなど）	2019年	8.5%	48.6%	37.2%
	2009年	11.2%	73.2%	13.8%
ヌ) 住宅を建てる場合、省エネルギー住宅など環境に配慮した家づくりをしている※	2019年	23.5%	52.4%	17.0%
	2009年			

【質問】環境問題への関心や取り組みについて

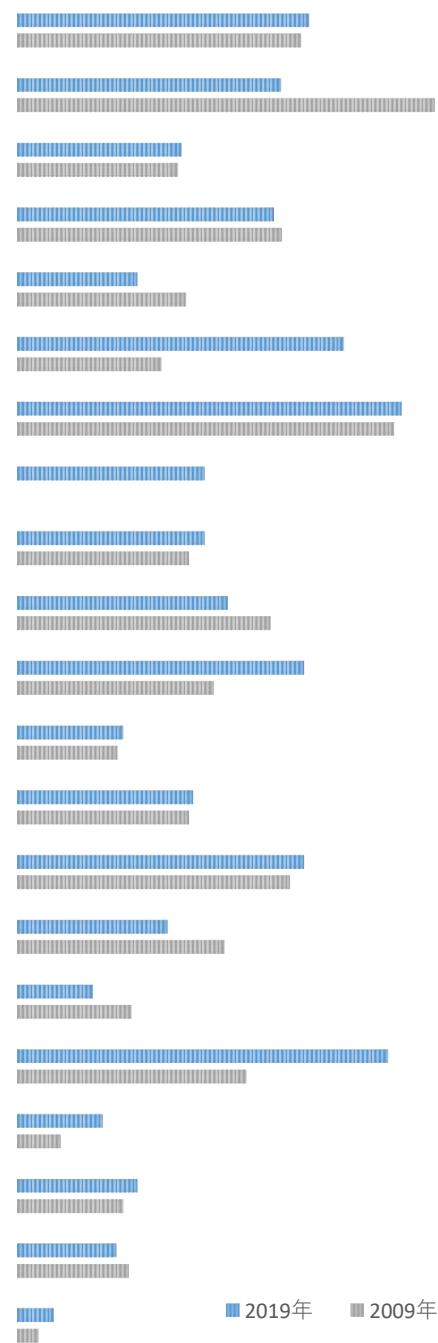
「1. 地球温暖化」が76.9%と市民の関心が一番高くなっています。続いて「14. 記録的な豪雨など異常気象の問題」「7. ごみの減量とリサイクル」「9. プラスチックごみの問題」「8. 食品ロスの問題」「3. 工場や事業所による大気汚染、水質汚濁、騒音など」が50%を超えるものとなりました。特に、ニュースで取り上げられることも多くなりました「9. プラスチックごみの問題」「8. 食品ロスの問題」については高い関心を集めます結果となっています。



【質問】可児市の環境保全の施策について

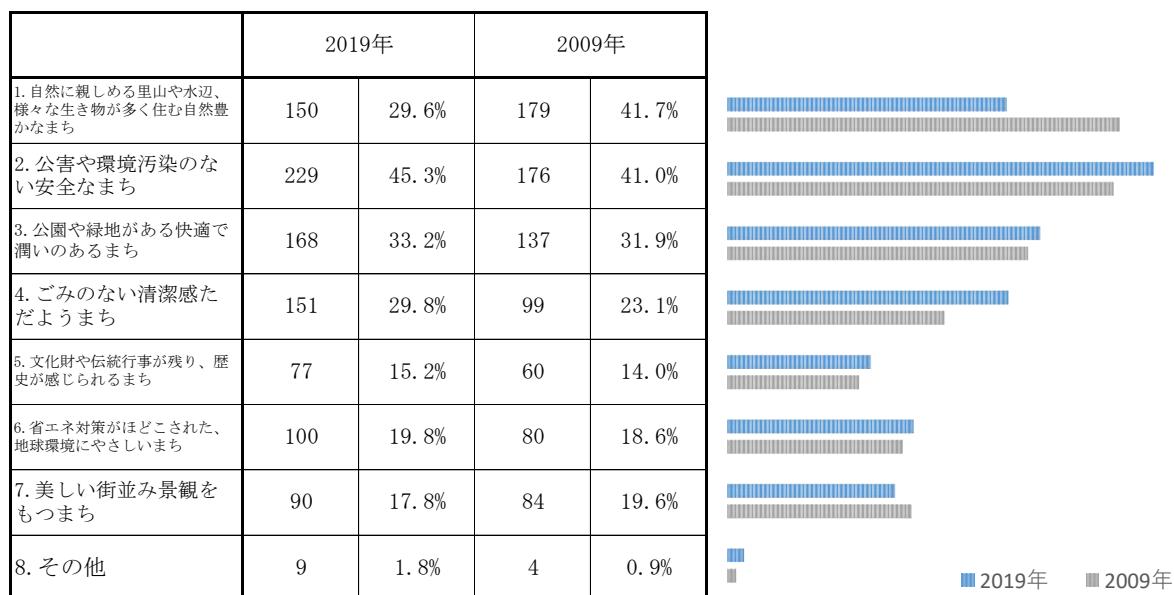
全体的に、「ごみのポイ捨てや犬のウンチの放置、野焼きなどに対する指導」「マイカー利用を抑制するための公共交通機関網の整備」が高い割合となっています。2009年アンケート結果と比較すると、「騒音、振動、水質汚濁、悪臭などの公害防止対策」「マイカー利用を抑制するための公共交通機関網の整備」が倍増した反面、「山や森林など自然の緑の保全」「省エネルギーの推進や新エネルギー導入など」が減少しています。

	2019年		2009年	
河川の保全	126	24.9%	104	24.2%
山や森林など自然の緑の保全	114	22.5%	153	35.7%
鳥や魚、虫、植物など身近な生物の保全	71	14.0%	59	13.8%
自然と触れ合う場の整備と活用	111	21.9%	97	22.6%
田や畠の保全と整備	52	10.3%	62	14.5%
騒音、振動、水質汚濁、悪臭などの公害防止対策	141	27.9%	53	12.4%
ごみのポイ捨てや犬のウンチの放置、野焼きなどに対する指導	166	32.8%	138	32.2%
食品ロスの減量化※	81	16.0%	-	-
美しい街並み景観の創出	81	16.0%	63	14.7%
緑化の推進（緑地、街路樹の整備）	91	18.0%	93	21.7%
公園などの憩いの空間の創出	124	24.5%	72	16.8%
文化財の保全と活用	46	9.1%	37	8.6%
祭礼など、伝統文化の継承	76	15.0%	63	14.7%
ごみの減量やリサイクルの推進	124	24.5%	100	23.3%
省エネルギーの推進や新エネルギー導入など	65	12.8%	76	17.7%
輸送に使われるエネルギーを抑制するための地産地消の啓発、推進	33	6.5%	42	9.8%
マイカー利用を抑制するための公共交通機関網の整備	160	31.6%	84	19.6%
環境学習の推進	37	7.3%	16	3.7%
環境に関するボランティア団体の育成と支援	52	10.3%	39	9.1%
環境に関する情報の提供	43	8.5%	41	9.6%
その他	16	3.2%	8	1.9%



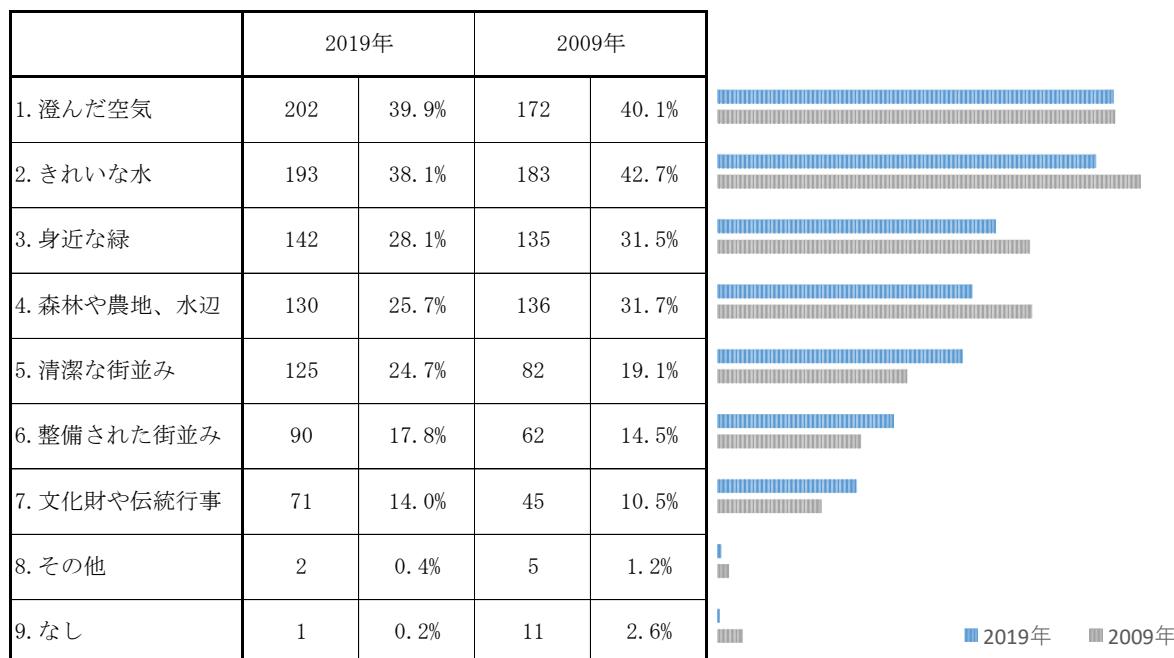
【質問】理想とする将来環境について

「1. 公害や環境汚染のない安全なまち」が45.3%となっています。2009年アンケート結果と比較すると、「1. 自然に親しめる里山や水辺、様々な生き物が多く住む自然豊かなまち」が大幅に減少し、「4. ごみのない清潔感ただようまち」「2. 公害や環境汚染のない安全なまち」が増加しています。



【質問】将来に残していきたい可児市の環境資源について

「澄んだ空気」「きれいな水」が上位となっており、続いて、「身近な緑」「森林や農地、水辺」となっています。また、「男女別」「年代別」でも大きく違いは出ていない。2009年アンケート結果と比較すると、「4. 森林や農地、水辺」が減少し、「5. 清潔な街並み」が増加しています。



3 策定委員、策定体制、経緯

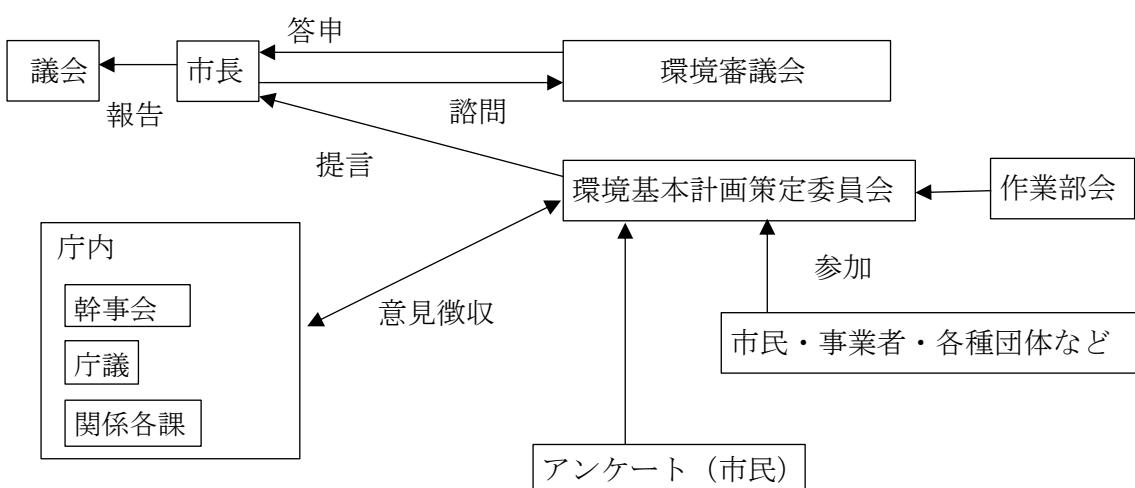
○環境基本計画策定委員

(敬称略・50音順)

(任期：令和元年5月30日～令和2年3月31日)

No.	氏名	役職等
1	有馬 敬子	市民委員
2	亀井 栄治	名城大学 都市情報学部 教授
3	河合 良明	岐阜県可児工業団地協同組合 事務局次長
4	栗原 憲一郎	可児商工会議所 参与、工業部会長
5	酒向 和子	市民委員
6	高橋 稔枝	可児市生活学校
7	田中 信治	木曽川左岸遊歩道友の会 事務局長
8	仲谷 ちぐさ	環境パートナーシップ・可児委員（めだかの楽校）
9	村上 哲生	中部大学 応用生物学部 教授
10	山本 尚三	環境パートナーシップ・可児委員（環境パートナーシップ・可児会議座長）
計 10人		

○策定体制



○策定経緯

年	月 日	内 容
令 和 元 年 (2019 年)	5 月 17 日	第 1 回可児市環境審議会 (改定趣旨及び策定体制など説明)
	5 月 30 日	第 1 回可児市環境基本計画策定委員会 (現計画の概要、策定の方向性、今後のスケジュールなど)
	6 月 15 日 ～29 日	環境に関する市民アンケート調査 (対象：無作為抽出した市民 1,000 人)
	6 月 28 日	第 1 回可児市環境基本計画策定委員会作業部会
	7 月 29 日	第 2 回可児市環境基本計画策定委員会作業部会
	8 月 20 日	第 2 回可児市環境基本計画策定委員会 (環境像、基本目標と主な施策など)
	10 月 11 日	第 3 回可児市環境基本計画策定委員会作業部会
	10 月 24 日	第 3 回可児市環境基本計画策定委員会 (可児市環境基本計画（案）について)
	12 月	第 4 回可児市環境基本計画策定委員会
	1 月 10 日 ～30 日	パブリックコメント
令 和 2 年 (2020 年)	2 月	可児市環境基本計画策定委員会から市長へ提言
	2 月	第 3 回可児市環境審議会 (環境基本計画改訂版（案）について諮問)
	3 月	可児市環境審議会から市長へ答申
	3 月	公表

4 可児市環境基本条例

平成 11 年 9 月 29 日公布

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号。以下「法」という。）及び岐阜県環境基本条例（平成 7 年岐阜県条例第 9 号）の趣旨を踏まえ、豊かで快適な環境の保全及び創出について基本的な考え方を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の基本的な事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができるようすることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「豊かで快適な環境」とは、きれいな大気及び水、多様な自然並びに歴史的又は文化的遺産に恵まれた香り高い文化、良好な景観等の環境をいい、かつ、市民が住みよさ及び心の豊かさを感じることができる環境をいいます。

- 2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に与える影響であって、環境を保全する上での支障の原因となるおそれがあるものをいいます。
- 3 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化若しくはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に関する環境の保全をいいます。
- 4 この条例において「公害」とは、環境を保全する上での支障となるもののうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接に関係のある財産並びに動植物及びその生息環境を含みます。）に関する被害が生ずることをいいます。

(基本理念)

第3条 豊かで快適な環境の保全及び創出は、市、市民及び事業者の主体的な参加の下に、次に掲げる事項を基本的な考え方として、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを目的として行われなければなりません。

- (1) 環境の保全につながるライフスタイルが当たり前となる市民文化を、市、市民及び事業者みんなで創ります。
- (2) 自然及び歴史的遺産、文化的遺産等市の固有の環境と共生していきます。
- (3) 世代及び立場を越えて環境に対する思い又は願いを共有し、子どもたち及び将来の市民に継承していきます。
- (4) 自ら行動し、及び他の地域と連携することにより、地球環境の保全を進めます。
- (5) 環境を正しく知り、理解することにより、豊かで快適な環境の保全及び創出のために行動し、並びにその行動の輪を広めていきます。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念に従い、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務があります。

2 市は、市の施策を策定し、及び実施するときは、基本理念に従い、環境への負荷の低減並びに豊かで快適な環境の保全及び創出に積極的に取り組まなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に従い、その日常生活の中で、自らの行動が環境を損なうことのないようにするとともに、廃棄物の減量、省エネルギー等環境への負荷の低減に積極的に努めなければなりません。

2 市民は、豊かで快適な環境の保全及び創出に自主的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に積極的に協力する責務があります。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に従い、物の製造、加工又は販売その他の事業活動（以下「事業活動」という。）を行うに当たっては、その事業活動による公害の発生を防止するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置をとる責務があります。

2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に関係する製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるよう必要な措置をとる責務があります。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に関係する製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減につながる原材料、役務等を利用するよう努めなければなりません。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、豊かで快適な環境の保全及び創出に自主的に取り組むとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に積極的に協力する責務があります。

第2章 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的施策等

(環境基本計画)

第7条 市長は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、可児市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めます。

2 環境基本計画は、豊かで快適な環境の保全及び創出についての目標、施策その他必要な事項について定めます。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映するための必要な措置をとるとともに、第21条の規定により設置する可児市環境審議会の意見を聴かなければなりません。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用します。

(環境基本計画との整合)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければなりません。

(環境影響評価の推進)

第9条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進します。

(環境を保全する上での支障を防止するための規制等)

第10条 市は、環境を保全する上での支障を防止するため、次に掲げる行為について、必要な指導、助言、規制等の措置をとります。

- (1) 公害の原因となる行為
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為

(監視、測定等)

第11条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めます。

(経済的負担を伴う措置)

第12条 市は、環境への負荷を少なくするために必要であると認めるときは、十分な事前調査及び研究を行った上で、市民及び事業者に対して適正な経済的負担を伴う措置をとることができます。

(資源の循環的利用等の促進)

第13条 市は、環境への負荷を少なくするため、市民及び事業者による廃棄物の減量や資源の循環的利用、エネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置をとります。

2 市は、環境への負荷を少なくするため、市の施設の建設及び維持管理その他事業の実施に当たって、廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用等に積極的に努めます。

(教育及び学習の振興等)

第14条 市は、市民及び事業者が豊かで快適な環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、これらの者が豊かで快適な環境の保全及び創出のための自発的な活動（以下「自発的な活動」という。）を行う意欲が増進されるようにするため、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する教育及び学習の振興その他の必要な措置をとります。

(自発的な活動への支援)

第15条 市は、市民、事業者及びこれらの者が構成する団体が行う自発的な活動が促進されるよう必要な支援をします。

(環境に関する情報の提供)

第16条 市は、第14条の教育及び学習の振興等並びに前条の自発的な活動の促進のために、環境に関する必要な情報を適切に提供するよう努めます。

(年次報告書)

第17条 市長は、市の環境の現状、豊かで快適な環境の保全及び創出に関し行った施策等について年次報告書を作成し、これを公表します。

第3章 推進体制の整備

(推進体制の整備)

第18条 市は、市民及び事業者と協働して、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な体制の整備に努めます。

(財政上の措置)

第19条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を効果的かつ継続的に推進するため、必要な財政上の措置をとるよう努めます。

(広域的連携)

第20条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出について広域的な取組を必要とする施策に関して、国、他の地方公共団体、民間団体等と協力してその推進に努めます。

第4章 環境審議会

(設置)

第21条 法第44条の規定に基づき、可児市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置します。

2 審議会が所掌する事項は次のとおりとします。

(1) 市長の諮問に応じ、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的事項及び重要な事項を調査又は審議すること。

(2) 環境基本計画に関し、第7条第3項に規定する意見を述べること。

3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全についての意見を市長に述べることができます。

(組織)

第22条 審議会は、20人以内の委員で組織します。

2 審議会の委員は、次の者の中から、市長が委嘱します。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 市民

(4) 事業者

3 審議会の委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 委員は、再任することができます。

第5章 雜則

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行します。

2 可児市環境保全審議会設置条例（昭和 47 年可児町条例第 1 号）は、廃止します。

3 この条例の施行の際現に旧可児市環境保全審議会設置条例の規定により環境保全審議会委員に委嘱されている者は、第 22 条第 2 項の規定により委嘱された委員とみなします。

4 前項の場合において、当該委員の任期については、第 22 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 13 年 3 月 31 日までとします。

5 用語解説

1 【地球温暖化】

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象。その主な原因は、人間活動による温室効果ガス排出量の増加である可能性が極めて高いと考えられています。

2 【生物多様性】

生物群集、生態系または地球全体に多様な生物が存在することを表す概念です。

3 【第5次環境基本計画】

環境基本法第15条に基づき、国が環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めたもの（平成30年（2018年）4月閣議決定）。

第5次計画では持続可能な開発目標（SDGs）の考え方や地域循環共生圏の考え方を活用し方向性を定めています。また、分野横断的に経済・国土・地域・暮らし・技術・国際の6つの重点戦略を定めています。

4 【地域循環共生圏】

各地域が美しい自然景観などの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

5 【持続可能な開発目標（SDGs）】

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための17の国際目標で、その下にそれらを達成するための169のターゲットが定められています。

6 【持続可能な開発のための2030アジェンダ】

「持続可能な開発目標（SDGs）」を中心とする平成27年（2015年）から令和12年（2030年）まですべての国に適用される持続可能な開発の指針を掲げたものです。平成27年9月25日に国連総会で採択されました。

7 【カワゲラウォッキング】

環境省と国土交通省がとりまとめている調査のことです。身近な河川にどのような水生生物が生息しているかを調べて、水の汚れの程度などを確認します。岐阜県ではきれいな水の指標生物であるカワゲラ類が多く見られることから「カワゲラウォッキング」という名称で普及しています。

8 【温室効果ガス】

大気を構成する気体で、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称で、二酸化炭素、メタン、一酸化炭素などが主な削減対象です。可児市では、その中で二酸化炭素（CO₂）を対象に地球温暖化防止実行計画を策定しています。

9 【再生可能エネルギー】

自然エネルギー（太陽光、風力、水力など）や未利用エネルギー（廃棄物、下水熱、工場排熱エネルギーなど）といった再生可能なエネルギーで、枯渇性エネルギー（石油、石炭など）に代わるエネルギーのことです。

10【遊休農地】

農作物の栽培が行われておらず、かつ、引き続き農作物の栽培が行われる見込みのない農地のこと、または農地としての利用頻度が周辺の農地に比べて著しく劣っている農地のことです。

11【環境フェスタ】

市内で活動する団体や小中学生の1年間の環境活動の発表の場として平成13年（2001年）からイベントを開催しています。平成26年度（2014年度）からは「環境パートナーシップ・可児」内で実行委員会を組織しイベントを開催しています。

12【愛岐丘陵】

岐阜県東濃地方から連なる丘陵地の西端を占め、起伏量が比較的大きい丘陵地のことです。

13【外来種】

もともとはその地域に存在していなかったが、人為的に他の地域から入ってきた生物のことです。

14【絶滅危惧種】

絶滅の恐れがある野生生物の種こと。環境省レッドリスト2019において合計3,676種がリストアップされています。

15【気温一斉観測100×100】

市民自らが温度計を持ち、住んでいる場所100ヶ所の気温を100年間測ることで、気温変化に关心を持ってほしいという目的で、平成24年度（2012年度）から実施しています。8月1日の12時と24時に計測を行っています。

16【可児市里山の日】

平成24年度（2012年度）から毎年11月23日を「可児市里山の日」として、里山の魅力や大切さを市民に発信するとともに、市内で活動する里山団体の活動発表の場として交流イベントを開催しています。

17【真のパートナーシップ】

環境パートナーシップ・可児と市が対等の立場で関係を築きあげ、施策や様々な課題に對して共に取り組んでいくことです。

18【環境のブランディング】

ブランドとは、同じカテゴリーの他のモノに対して区別をつけることで、ブランディングは、このようなブランド化を進めることです。

本計画においては、「可児らしさ」の中から見出された良い面を「環境価値」と定義し、守りあるいは磨きをかけて「可児の魅力」につなげていくことをいいます。

19【東海丘陵要素】

東海地方の丘陵や湿地、その周辺の土地などに生息する15種の植物のことです。市内にはシデコブシやミカワバイケイソウ、ヘビノボラズなどが生息しています。

20【二次的な自然】

人の手が加わることにより維持されてきた自然で、水田や畑などの農耕地や、里地里山などのことです。

21【里地里山】

原生的な自然と都市との中間の人里（集落）に隣接し、人が手を加えて生態系を形成・維持し、食料や木材などの自然資源や、良好な景観、文化伝承など、ひとの生活との結びつきが強い森や林のことです。

22【休耕田】

後継者不足などで、水田としては機能させない田んぼのことです。なお、米の代わりに畑として利用している場合でも、本来の水田として機能していなければ休耕田と呼ばれることもあります。

23【特定外来生物法】

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」のことです。海外から日本に持ち込まれて、日本の在来生物の生存を脅かしたり、生態系を乱す、またはその恐れがある外来生物の取扱い規制と防除を行うことを定めており平成 17 年（2005 年）6 月 1 日に施行されました。

24【さつきバス】

市内を走るコミュニティバスの愛称で、高齢化社会の進展に伴い、高齢者や自動車を運転しない方の公共施設などの利用を容易にするとともに、社会参加の促進と地域の活性化を図ることを主な目的として、平成 12 年（2000 年）10 月から運行しています。

25【おでかけしょ Kar K バス】

平成 30 年（2018 年）4 月 1 日から運行を開始した特定の鉄道駅や観光・文化施設を結ぶ定時定路線型のバスです。

26【リサイクル率】

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}}$$

27【再生可能エネルギーの固定価格買取(FIT)制度】

太陽光、風力、水力などの再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを約束する制度。

28【6 R】

リフューズ (Refuse)、リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle)、リペア (Repair)、リスペクト (Respect) の頭文字を取ったものです。

- ・リフューズ：ごみの発生回避（ごみになるものを受け取らない）
- ・リデュース：ごみの排出抑制（ごみを減らす）
- ・リユース：再使用（製品・部品の再利用）
- ・リサイクル：再生利用（再資源化）
- ・リペア：修理（壊れたり古くなったものを修理して使用）
- ・リスペクト：尊敬（すべてのものに敬意を払う）

※動植物にも敬意を払い、もの（資源）を使うことにも敬意を払うことが大切であるとの考え方から、リスペクトを含め 6R としました。

29 【バイオマス】

生物資源（bio）の量（mass）を示す概念で「動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く）」のことです。

30 【食品ロスの削減の推進に関する法律】

令和元年（2019年）10月1日に施行された法律で、食品ロスの定義、国や地方公共団体の責務、食品ロス削減月間などについて定めたものです。「食品ロスの削減」とは、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取り組みをいいます。

31 【フードバンク】

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設などへ無料で提供する団体・活動のことです。

32 【3010運動】

宴会時に食べ残しを減らすためのキャンペーン運動で、宴会の「乾杯後30分」「お開き前10分」は席を立たずに料理を楽しもうというものです。

可児市では30・10運動の「家庭版」を行い、食品ロスを減らすことで、ごみの減量化に取り組みます。

33 【マイクロプラスチック】

環境中に存在する微小なプラスティック粒子であり、特に海洋環境において極めて大きな問題になっています。

34 【P D C Aサイクル】

Plan（計画）、DO（実施）、Check（点検）、Action（改善）の頭文字を取ったものです。

計画を作成し、その計画を組織的に実行し、その結果を点検し、必要に応じて改善を加えたうえでさらに元の計画に反映させていくことです。

35 【電話で予約バス・デマンド運行】

従来のバスのように、決められた時間に決められた停留所を巡回するのではなく、事前に予約のあった停留所のみを運行するもので、車両は一般のタクシーを使用しています。可児市では市内を7区域に区分けし運行をしています。

令和2年（2020年）3月改定

発行 可児市

編集 可児市市民部環境課

〒509-0292

岐阜県可児市広見一丁目1番地

TEL (0574) 62-1111 FAX (0574) 63-6816

ホームページ <http://www.city.kani.lg.jp/>

E-mail kankyo@city.kani.lg.jp